

# 第 11 次 鳥 獣 保 護 事 業 計 画 書

平成 2 4 年 4 月 1 日から

平成 2 9 年 3 月 3 1 日まで

5 年間

島 根 県



## 目次

第一	計画の期間	-----	1
第二	鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区等に関する事項	-----	1
1	鳥獣保護区の指定	-----	1
(1)	方針	-----	1
①	指定に関する中長期的な方針	-----	1
②	指定区分ごとの方針	-----	1
(2)	鳥獣保護区の指定等計画	-----	2
①	鳥獣保護区の指定計画	-----	4
1)	森林鳥獣生息地の保護区	-----	4
2)	大規模生息地の保護区	-----	4
3)	集団渡来地の保護区	-----	4
4)	集団繁殖地の保護区	-----	4
5)	希少鳥獣生息地の保護区	-----	4
6)	生息地回廊の保護区	-----	4
7)	身近な鳥獣生息地の保護区	-----	4
②	既指定鳥獣保護区の変更計画	-----	5
2	特別保護地区の指定	-----	9
(1)	方針	-----	9
①	指定に関する中長期的な方針	-----	9
②	指定区分ごとの方針	-----	9
(2)	特別保護地区指定計画	-----	10
3	休猟区の指定	-----	13
(1)	方針	-----	13
(2)	休猟区指定計画	-----	13
(3)	特例休猟区指定計画	-----	13
4	鳥獣保護区の整備等	-----	13
(1)	方針	-----	13
(2)	整備計画	-----	14
①	管理施設の設置	-----	14
②	利用施設の整備	-----	14
③	調査、巡視等の計画	-----	14
第三	鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項	-----	15
1	鳥獣の人工増殖	-----	15
(1)	方針	-----	15
2	放鳥獣	-----	15

(1) 方針	-----	1 5
(2) 放鳥計画及び種鳥の入手計画	-----	1 5
(3) 放獣計画	-----	1 6
第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	-----	1 6
1 鳥獣の区分と保護管理の考え方	-----	1 6
(1) 希少鳥獣	-----	1 6
(2) 狩猟鳥獣	-----	1 6
(3) 外来鳥獣等	-----	1 6
(4) 一般鳥獣	-----	1 7
2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定	-----	1 7
(1) 許可しない場合の基本的考え方	-----	1 7
(2) 許可する場合の基本的考え方	-----	1 8
(3) わなの使用に当たっての許可基準	-----	1 9
(4) 許可に当たっての条件の考え方	-----	1 9
(5) 許可権限の市町村長への委譲	-----	1 9
(6) 捕獲実施に当たっての留意事項	-----	1 9
(7) 捕獲物又は採取物の処理等	-----	2 0
(8) 捕獲等又は採取等の情報の収集	-----	2 0
(9) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方	-----	2 0
3 学術研究を目的とする場合	-----	2 0
(1) 学術研究	-----	2 1
(2) 標識調査	-----	2 1
4 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合	-----	2 2
(1) 有害鳥獣捕獲の基本的考え方	-----	2 2
(2) 鳥獣による被害発生予察表の作成	-----	2 3
① 予察表	-----	2 3
② 被害発生予察地図	-----	2 4
③ 予察表に係る方針等	-----	2 4
(3) 鳥獣の適正管理の実施	-----	2 4
① 方針	-----	2 4
② 防除方法の検討、個体数管理の実施等の計画	-----	2 4
(4) 有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定	-----	2 5
① 方針	-----	2 5
② 許可基準	-----	2 5
(5) 有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備等	-----	2 7
① 方針	-----	2 7
② 捕獲班編成指導の対象鳥獣名及び対象地域	-----	2 8
③ 指導事項の概要	-----	2 8

5	特定計画に基づく数の調整を目的とする場合	28
(1)	許可対象者	28
(2)	鳥獣の種類・数	28
(3)	期間	29
(4)	区域	29
(5)	方法	29
6	その他特別の事由の場合	29
(1)	鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的	29
(2)	傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的	29
(3)	博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的	30
(4)	愛玩のための飼養の目的	30
(5)	養殖している鳥類の過度の近親交配の防止	30
(6)	鵜飼漁業への利用	30
(7)	伝統的な祭礼行事等に用いる目的	31
(8)	前各号に掲げるもののほか鳥獣の保護その他公益に資すると認められる目的	31
7	鳥類の飼養登録	31
(1)	方針	31
(2)	飼養適正化のための指導内容	32
8	販売禁止鳥獣等	32
第五	特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項	32
1	特定猟具使用禁止区域の指定	32
(1)	方針	32
(2)	特定猟具使用禁止区域指定計画	33
(3)	特定猟具使用禁止区域指定内訳	34
2	特定猟具使用制限区域の指定	38
(1)	方針	38
(2)	銃器にかかる特定猟具使用制限区域指定計画	38
(3)	銃器にかかる特定猟具制限区域指定内訳	38
3	猟区設定のための指導	38
4	指定猟法禁止区域	38
(1)	方針	38
(2)	指定計画	38
	①全体計画	38
	②個別計画	38
第六	特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項	38
1	特定鳥獣保護管理計画の作成に関する方針	38
2	実施計画の作成に関する方針	39

第七	鳥獣の生息状況の調査に関する事項	-----	39
1	基本方針	-----	39
2	鳥獣保護対策調査	-----	39
(1)	方針	-----	39
(2)	鳥獣生息分布調査	-----	40
(3)	希少鳥獣等保護調査	-----	40
(4)	ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査	-----	40
3	鳥獣保護区等の指定・管理等調査	-----	40
4	狩猟対策調査	-----	41
(1)	方針	-----	41
(2)	狩猟鳥獣生息調査	-----	41
(3)	放鳥効果測定調査	-----	41
(4)	狩猟実態調査	-----	41
5	有害鳥獣対策調査	-----	42
(1)	方針	-----	42
(2)	調査の概要	-----	42
第八	鳥獣保護事業の実施体制に関する事項	-----	42
1	鳥獣行政担当職員	-----	42
(1)	方針	-----	42
(2)	設置計画	-----	43
(3)	研修計画	-----	43
2	鳥獣保護員	-----	43
(1)	方針	-----	43
(2)	設置計画	-----	44
(3)	年間活動計画	-----	44
(4)	研修計画	-----	44
3	保護管理の担い手の育成	-----	44
(1)	方針	-----	44
(2)	研修計画	-----	45
(3)	狩猟者の減少防止対策	-----	45
4	鳥獣保護センター等の設置	-----	45
(1)	方針	-----	45
(2)	鳥獣保護センター等の施設計画	-----	45
5	取締り	-----	45
(1)	方針	-----	45
(2)	年間計画	-----	46
6	必要な財源の確保	-----	46

第九	その他	-----	4 6
1	鳥獣保護事業をめぐる現状と課題	-----	4 6
2	地形や気候等が異なる特定の地域についての取り扱い	-----	4 7
3	狩猟の適正管理	-----	4 7
4	入猟者承認制度に関する事項	-----	4 7
5	傷病鳥獣救護の基本的な対応	-----	4 7
6	安易な餌付けの防止	-----	4 9
(1)	方針	-----	4 9
7	感染症への対応	-----	5 0
8	普及啓発	-----	5 1
(1)	鳥獣保護管理についての普及等	-----	5 1
①	方針	-----	5 1
②	事業の年間計画	-----	5 1
③	愛鳥週間行事等の計画	-----	5 2
(2)	野鳥の森等の整備	-----	5 2
(3)	愛鳥モデル校の指定	-----	5 2
①	方針	-----	5 2
②	指定期間	-----	5 2
③	愛鳥モデル校に対する指導内容	-----	5 2
④	指定計画	-----	5 2
(4)	法令の普及徹底	-----	5 2
①	方針	-----	5 2
9	狩猟鳥獣の捕獲禁止区域の設定	-----	5 3
(1)	方針	-----	5 3
(2)	狩猟鳥獣捕獲禁止区域設定計画	-----	5 3





## 第一 計画の期間

平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間とする。

## 第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区等に関する事項

### 1 鳥獣保護区の指定

#### (1) 方針

##### ① 指定に関する中長期的な方針

第1次から第10次までの鳥獣保護事業計画においては、県土の約74パーセントを占める森林に対して森林鳥獣生息地の保護区の設定を始めとして、ガンカモ科鳥類の集団渡来地である宍道湖、神西湖等の湖沼を対象とした集団渡来地の保護区、オオミズナギドリ等の繁殖地を対象とした集団繁殖地の保護区、都市近郊において鳥獣に接する場として既設の森林公園等を対象とした誘致地区の保護区、カラスバト等の希少鳥獣の保護繁殖を目的とした特定鳥獣生息地の保護区、野鳥保護を目的として休養施設、小中学校等の周辺森林等を対象とした保護区等を設定し、県土の約6.2パーセントが鳥獣保護区となっている。

本県は豊かな自然環境の中、従来野生鳥獣の生息環境にも恵まれ、人との共存と生物多様性が維持されてきた。

しかしながら、近年中山間地域を中心として過疎化や高齢化が進行し、森林の荒廃や耕作放棄地の増加等が進み、野生鳥獣の中にはイノシシのように著しく増加し、農林作物等に甚大な被害を及ぼすことは依然として継続しており、野生鳥獣の保護繁殖を目的とする保護区の設定についての住民理解が得られにくくなってきている。

このような状況を踏まえ、第11次鳥獣保護事業計画においては、特に、指定する区域周辺での農林水産業被害等に対しては、保護区内における有害鳥獣捕獲や個体数調整を目的とした捕獲の適切な実施により、農林水産業等の人間の活動と鳥獣との適切な関係の構築が図られるよう十分留意の上、更新を図ることを基本とする。新設の保護区については10年を基本とし、住民理解の醸成が必要な場合は5年とする。更新期間については10年を基本とする。

ツキノワグマの主要な生息地である西中国山地においては、生息環境調査等の結果を踏まえ、必要な箇所に保護区等の指定が進められるように地域住民への更なる醸成に努める。

##### ② 指定区分ごとの方針

#### 1) 森林鳥獣生息地の保護区

森林に生息する鳥獣の保護を図ることと、地域における生物多様性の確保に資することを目的に指定することとするが、イノシシ等の有害鳥獣による農林作物被害の発生状況、保護区の配置状況等を考慮しつつ、農林水産業等の人間の活動と鳥獣との適切な関係の構築が図られるよう十分留意の上、既設の保護区の更新を図る。

#### 2) 大規模生息地の保護区

行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣を始めその地域に生息する多様な鳥獣相を保護するため、大規模生息地の保護区を指定し、地域の生物多様性の拠点の確保にも資することを目的に指定する。

#### 3) 集団渡来地の保護区

集団で渡来する渡り鳥の保護を図るため、ガンカモ科鳥類の集団渡来地である宍道湖等湖沼及び河川を対象として保護区の指定及び更新を図る。

4) 集団繁殖地の保護区

集団で繁殖する鳥類の保護を図るため、鳥しょ、断崖、樹林、草原、砂地、洞窟等における集団繁殖地のうち必要な地域について指定することとする。本計画期間内では、オオミズナギドリの繁殖地である大森、高島について、既設の保護区の更新を図る。

5) 希少鳥獣生息地の保護区

環境省が作成したレッドリストに絶滅危惧ⅠA・ⅠB類及びⅡ類に該当する鳥獣若しくは絶滅のおそれのある地域個体群として掲載されている鳥獣、都道府県が作成したレッドデータブックに掲載されている鳥獣その他の絶滅のおそれのある鳥獣又はこれらに準ずる鳥獣の生息地であって、これらの鳥獣の保護上必要な地域について指定する。本計画期間内では、国指定天然記念物で、国のレッドデータブック（改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物：2006年）で準絶滅危惧、改訂しまねレッドデータブック（2004年）で絶滅危惧Ⅰ類として掲載されているカラスバトの生息地である焼火山について、既設の保護区の更新を図る。

6) 生息地回廊の保護区

生息地が分断された鳥獣の保護を図るため、生息地間をつなぐ樹林帯等であって鳥獣の移動経路となっている地域、又は鳥獣保護区に指定することにより鳥獣の移動経路としての機能が回復する見込みのある地域のうち必要な地域について、生息地回廊の保護区を指定する。

7) 身近な鳥獣生息地の保護区

市街地及びその近郊において鳥獣の良好な生息地を確保し若しくは創出し、豊かな生活環境の形成に資するため必要と認められる地域又は自然とのふれあい若しくは鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場を確保するため必要と認められる地域について指定することとし、本計画ではイノシシ等の有害鳥獣による農林作物被害等の少ない地域で、自然と触れ合い鳥類の観察や保護活動を通じた環境教育の場となる地域を身近な鳥獣生息地の保護区として更新を図る。

(2) 鳥獣保護区の指定等計画

森林鳥獣生息地の「鳥獣保護区指定の目標」欄は次により記入する

箇所 = 林野面積  ha × 1/10,000 =  箇所

面積 = 箇所に対応した面積。(単位：ha 以下の表についても同様。) 49\*300=14,700ha

本計画期間に区域拡大、縮小する鳥獣保護区の面積欄には、増減分の面積を記入する

(第1表)

区 分	鳥獣保護区指定の目標	既指定鳥獣保護区(A)		本計画期間に指定する鳥獣保護区						本計画期間に区域拡大する鳥獣保護区						
				24年度	25	26	27	28	計(B)	24年度	25	26	27	28	計(C)	
森林鳥獣生息地	箇所	49	34	箇所												
	面積	14,700ha	16,946.33	変動面積							ha					
大規模生息地	箇所			箇所												
	面積			変動面積							ha					
集団渡来地	箇所		8	箇所												
	面積		3,568	変動面積							ha					
集団繁殖地	箇所		3	箇所												
	面積		77	変動面積							ha					
希少鳥獣生息地	箇所		3	箇所												
	面積		903.2	変動面積							ha					
生息地回廊	箇所			箇所												
	面積			変動面積							ha					
身近な鳥獣生息地	箇所		33	箇所												
	面積		9,126.20	変動面積							ha					
計	箇所		81	箇所												
	面積		30,620.73	変動面積							ha					

本計画期間に区域縮小する鳥獣保護区						本計画期間に解除又は期間満了となる鳥獣保護区						計画期間中の増△減*	計画終了時の鳥獣保護区**	
24年度	25	26	27	28	計(D)	24年度	25	26	27	28	計(E)			
														34
ha						ha								16,946.33
ha						ha								
														8
ha						ha								3,568
														3
ha						ha								77
														3
ha						ha								903.2
ha						ha								
								1					△1	32
ha						ha		122					△122	9,004.2
								1					△1	80
ha						ha		122					△122	30,498.73

\* 箇所数についてはB-E  
面積についてはB+C-D-E

\*\*箇所数についてはA+B-E  
面積についてはA+B+C-D-E

①鳥獣保護区の指定計画

- 1) 森林鳥獣生息地の保護区  
指定計画なし
- 2) 大規模生息地の保護区  
指定計画なし
- 3) 集団渡来地の保護区  
指定計画なし
- 4) 集団繁殖地の保護区  
指定計画なし
- 5) 希少鳥獣生息地の保護区  
指定計画なし
- 6) 生息地回廊の保護区  
指定計画なし
- 7) 身近な鳥獣生息地の保護区  
指定計画なし

②既指定鳥獣保護区の変更計画

(第2表)

年度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	面積の異動			変更後の指定期間	変更理由	備考
				異動前の面積	異動面積	異動後の面積			
平成 24	森林鳥獣 生息地	来待 鳥獣保護区	期間更新	275 ha	- ha	275 ha	24年11月1日から 34年10月31日まで		松江市
		鱒 鳥獣保護区	期間更新	560 ha	- ha	560 ha	24年11月1日から 29年10月31日まで		出雲市
		観音滝 鳥獣保護区	期間更新	114 ha	- ha	114 ha	24年11月1日から 34年10月31日まで		江津市、 邑智郡邑南町
		コウヤマキ自 生林 鳥獣保護区	期間更新	48 ha	- ha	48 ha	24年11月1日から 34年10月31日まで		鹿足郡 吉賀町
集団渡来地	穴道湖 鳥獣保護区	期間更新	939 ha	- ha	939 ha	24年11月1日から 34年10月31日まで		松江市 出雲市	
	斐伊川 鳥獣保護区	期間更新	579 ha	- ha	579 ha	24年11月1日から 34年10月31日まで		出雲市	
集団繁殖地	高島 鳥獣保護区	期間更新	30 ha	- ha	30 ha	24年11月1日から 34年10月31日まで		益田市	
希少鳥獣 生息地	焼火山 鳥獣保護区	期間更新	389 ha	- ha	389 ha	24年11月1日から 34年10月31日まで		隠岐郡 西ノ島町	
身近な 鳥獣生息地	楽山 鳥獣保護区	期間更新	40 ha	- ha	40 ha	24年11月1日から 34年10月31日まで		松江市	
	かんべの里 鳥獣保護区	期間更新	39 ha	- ha	39 ha	24年11月1日から 34年10月31日まで		松江市	
	健康の森 鳥獣保護区	期間更新	34 ha	- ha	34 ha	24年11月1日から 34年10月31日まで		雲南市	
	愛宕山 鳥獣保護区	期間更新	240 ha	- ha	240 ha	24年11月1日から 34年10月31日まで		出雲市	
	一の谷 鳥獣保護区	期間更新	270 ha	- ha	270 ha	24年11月1日から 34年10月31日まで		出雲市	
	瑞穂青少年旅行村 鳥獣保護区	期間更新	202 ha	- ha	202 ha	24年11月1日から 34年10月31日まで		邑智郡 邑南町	
	亀の原池 鳥獣保護区	期間更新	6.20 ha	- ha	6.20 ha	24年11月1日から 34年10月31日まで		隠岐郡隠 岐の島町	
	計			3,765.2 ha	- ha	3,765.2 ha			

平成 25	森林鳥獣 生息地	多古鼻 鳥獣保護区	期間更新	285 ha	- ha	285 ha	25年11月 1日から 35年10月31日まで		松江市
		鬼の舌震 鳥獣保護区	期間更新	190 ha	- ha	190 ha	25年11月 1日から 35年10月31日まで		仁多郡 奥出雲町
		湯抱 鳥獣保護区	期間更新	730 ha	- ha	730 ha	25年11月 1日から 35年10月31日まで		邑智郡 美郷町
		国府 鳥獣保護区	期間更新	431 ha	- ha	431 ha	25年11月 1日から 35年10月31日まで		浜田市
		安蔵寺山 鳥獣保護区	期間更新	785 ha	- ha	785 ha	25年11月 1日から 35年10月31日まで		益田市、 鹿足郡 吉賀町、 津和野町
集団渡来地	古江 鳥獣保護区	期間更新	704 ha	- ha	704 ha	25年11月 1日から 35年10月31日まで		松江市	
身近な 鳥獣生息地	万寿寺 鳥獣保護区	期間更新	100 ha	- ha	100 ha	25年11月 1日から 35年10月31日まで		松江市	
	玉造 鳥獣保護区	期間更新	392 ha	- ha	392 ha	25年11月 1日から 35年10月31日まで		松江市	
	ふるさと森林 公園 鳥獣保護区	期間更新	57 ha	- ha	57 ha	25年11月 1日から 35年10月31日まで		松江市	
	市木 鳥獣保護区	期間更新	715 ha	- ha	715 ha	25年11月 1日から 35年10月31日まで		邑智郡 邑南町	
	二ツ山 鳥獣保護区	期間更新	320 ha	- ha	320 ha	25年11月 1日から 35年10月31日まで		邑智郡 邑南町	
	いこいの村 しまね 鳥獣保護区	期間更新	250 ha	- ha	250 ha	25年11月 1日から 35年10月31日まで		邑智郡 邑南町	
	家古屋山 鳥獣保護区	期間更新	125 ha	- ha	125 ha	25年11月 1日から 35年10月31日まで		浜田市	
	海士 鳥獣保護区	期間更新	177 ha	- ha	177 ha	25年11月 1日から 35年10月31日まで		隠岐郡 海士町	
	計			5,261 ha	- ha	5,261 ha			

平成 26	森林鳥獣 生息地	船通山 鳥獣保護区	期間更新	3,000 ha	- ha	3,000 ha	26年11月 1日から 36年10月31日まで		仁多郡 奥出雲町
		来島ダム 鳥獣保護区	期間更新	400 ha	- ha	400 ha	26年11月 1日から 36年10月31日まで		飯石郡 飯南町
		浜原ダム 鳥獣保護区	期間更新	310 ha	- ha	310 ha	26年11月 1日から 36年10月31日まで		邑智郡 美郷町
		片句 鳥獣保護区	期間更新	323 ha	- ha	323 ha	26年11月 1日から 36年10月31日まで		松江市
		布部ダム 鳥獣保護区	期間更新	196 ha	- ha	196 ha	26年11月 1日から 36年10月31日まで		安来市
		三ツ石山 鳥獣保護区	期間更新	130 ha	- ha	130 ha	26年11月 1日から 36年10月31日まで		浜田市
		嵯峨谷 鳥獣保護区	期間更新	1,207 ha	- ha	1,207 ha	26年11月 1日から 36年10月31日まで		益田市
	集団渡来地	神戸川 鳥獣保護区	期間更新	430 ha	- ha	430 ha	26年11月 1日から 36年10月31日まで		出雲市
		蟠竜湖 鳥獣保護区	期間更新	155 ha	- ha	155 ha	26年11月 1日から 36年10月31日まで		益田市
	集団繁殖地	大森 鳥獣保護区	期間更新	29 ha	- ha	29 ha	26年11月 1日から 36年10月31日まで		隠岐郡隠 岐の島町
	身近な 鳥獣生息地	西忌部 鳥獣保護区	期間更新	130 ha	- ha	130 ha	26年11月 1日から 36年10月31日まで		松江市
		三隅海岸 鳥獣保護区	期間更新	37 ha	- ha	37 ha	26年11月 1日から 36年10月31日まで		浜田市
		日原 鳥獣保護区	満了	122 ha	-122 ha	0 ha	-	期間満了	鹿足郡 津和野町
	計				6,469 ha	-122 ha	6,347 ha		

平成 27   計	森林鳥獣 生息地	嵩山 鳥獣保護区	期間更新	281 ha	- ha	281 ha	27年11月 1日から 37年10月31日まで		松江市
		阿井 鳥獣保護区	期間更新	400 ha	- ha	400 ha	27年11月 1日から 37年10月31日まで		仁多郡 奥出雲町
	身近な 鳥獣生息地	月山 鳥獣保護区	期間更新	100 ha	- ha	100 ha	27年11月 1日から 37年10月31日まで		安来市
		馬木 鳥獣保護区	期間更新	500 ha	- ha	500 ha	27年11月 1日から 37年10月31日まで		仁多郡 奥出雲町
		湊原 鳥獣保護区	期間更新	130 ha	- ha	130 ha	27年11月 1日から 37年10月31日まで		出雲市
					1,411 ha	- ha	1,411 ha		
平成 28   計	森林鳥獣 生息地	大池 鳥獣保護区	期間更新	378 ha	- ha	378 ha	28年11月 1日から 38年10月31日まで		出雲市
		千丈溪 鳥獣保護区	期間更新	364 ha	- ha	364 ha	28年11月 1日から 38年10月31日まで		江津市、 邑智郡 邑南町
		匹見峡 鳥獣保護区	期間更新	733 ha	- ha	733 ha	28年11月 1日から 38年10月31日まで		益田市
	身近な 鳥獣生息地	大社 鳥獣保護区	期間更新	322 ha	- ha	322 ha	28年11月 1日から 38年10月31日まで		出雲市
		断魚溪 鳥獣保護区	期間更新	20 ha	- ha	20 ha	28年11月 1日から 38年10月31日まで		邑智郡 邑南町
		三階山 鳥獣保護区	期間更新	338 ha	- ha	338 ha	28年11月 1日から 38年10月31日まで		浜田市
		隠岐国分寺 鳥獣保護区	期間更新	27 ha	- ha	27 ha	28年11月 1日から 38年10月31日まで		隠岐郡隠 岐の島町
					2,182 ha	- ha	2,182 ha		
	合計				19,088.2 ha	-122 ha	18,966.2 ha		



## 2 特別保護地区の指定

### (1) 方針

#### ① 指定に関する中長期的な方針

第1次から第10次までの鳥獣保護事業計画により、現在12箇所の特別保護地区を指定している。その内訳は森林鳥獣生息地の保護区における指定が3箇所となっており目標を下回っているものの、集団繁殖地の保護区においては天然記念物であるオオミズナギドリを対象鳥獣として2箇所、希少鳥獣生息地の保護区においては国指定天然記念物であり、国のレッドデータブック（改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物：2006年）で準絶滅危惧、改訂しまねレッドデータブック（2004年）で絶滅危惧Ⅰ類となっているカラスバトを対象鳥獣として2箇所、身近な鳥獣生息地の保護区においては5箇所の指定を行っている。

本県は豊かな自然環境の中、従来野生鳥獣の生息環境にも恵まれ、人との共存と生物多様性が維持されてきた。しかしながら、近年中山間地域を中心として過疎化や高齢化が進行し、森林の荒廃や耕作放棄地の増加等が依然として進み、野生鳥獣の中にはイノシシのように著しく増加し、農林作物等に甚大な被害を及ぼすものが出てきており、野生鳥獣の保護繁殖とその自然環境の保全を目的とする特別保護地区の指定についての住民理解が得られにくくなってきている。

第11次鳥獣保護事業計画においては、農林水産業等の人間の活動と鳥獣との適切な関係の構築が図られるよう十分留意のうえ、その再指定を図ることを基本とする。

また、国指定天然記念物であるオオミズナギドリ繁殖地や、国指定天然記念物であり、国のレッドデータブック（2006年）で準絶滅危惧、改訂しまねレッドデータブック（2004年）で絶滅危惧Ⅰ類となっているカラスバトを対象鳥獣とした保護区については、継続して保護を図る必要がある。

なお、特別保護地区の指定に当たって、指定の期間は10年を基本とし、鳥獣保護区の指定期間に一致させるものとする。

また、指定の対象となる鳥獣保護区の設定期間の途中から指定する場合には指定の終期をその鳥獣保護区の設定期間の終期に合わせるものとする。

特別保護指定地区の指定について、本計画期間での計画はない。

#### ② 指定区分ごとの方針

##### 1) 森林鳥獣生息地の保護区

良好な鳥獣の生息環境となっている区域について指定するものとし、イノシシ等の有害鳥獣による農林作物被害の発生状況、保護区の指定状況等を考慮しつつ、農林水産業等の人間の活動と鳥獣との適切な関係の構築が図られるよう十分留意の上、既指定の特別保護地区の再指定を図る。

また、指定箇所数の2分の1以上の地区につき、それぞれの面積の10分の1以上を指定するよう努めるものとする。

##### 2) 大規模生息地の保護区

猛禽類や大型哺乳類を含む多様な鳥獣が生息し、当該保護区において必要と認められる中核的地区について指定するよう努めるものとする。

##### 3) 集団渡来地の保護区

渡来する鳥獣の採餌場又はねぐらとして必要と認められる中核的地区について指定するよう努めるものとする。

4) 集団繁殖地の保護区

保護対象となる鳥類の繁殖を確保するため必要と認められる中核的地区について指定するよう努めるものとする。  
本計画では、オオミズナギドリの繁殖地である大森について、既指定の特別保護地区の再指定を図る。

5) 希少鳥獣生息地の保護区

保護対象となる鳥獣の繁殖、採餌等に必要な区域を広範囲に指定するよう努めるものとし、本計画では国指定天然記念物で、国のレッドデータブック（改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物：2006年）で準絶滅危惧、改訂しまねレッドデータブック（2004年）で絶滅危惧Ⅰ類として掲載されているカラスバトの生息地である、焼火山について、既指定の特別保護地区の再指定を図る。

6) 生息地回廊の保護区

保護対象となる鳥獣の移動経路として必要と認められる中核的地区について指定するよう努めるものとする。

7) 身近な鳥獣生息地の保護区

鳥獣の誘致又は鳥獣保護思想の普及啓発上必要と認められる区域について指定するものとし、イノシシ等の有害鳥獣による農林作物被害の発生状況、保護区の指定状況等を考慮しつつ、農林水産業等の人間の活動と鳥獣との適切な関係の構築が図られるよう十分留意の上、既指定の特別保護地区の再指定を図る。

(2) 特別保護地区指定計画

・「特別保護地区指定の目標」欄は、次により記入する

箇所……森林鳥獣生息地の保護区に指定するもの＝本計画終了時の森林鳥獣生息地の保護区数×1/2以上      34/2=17

面積……森林鳥獣生息地の保護区に指定するもの＝指定するそれぞれの保護区的面積×1/10以上

・特別保護地区内に特別保護指定区域を指定する場合は、( ) 書きで表示する

・本計画期間に区域拡大、縮小する特別保護地区の面積欄には、増減分の面積を記入する

(第3表)

区 分	特別保護地区指定の目標	既指定特別保護地区(A)		本計画期間に指定する特別保護地区(再指定も含む)						本計画期間に区域拡大する特別保護地区					
				24年度	25	26	27	28	計(B)	24年度	25	26	27	28	計(C)
森林鳥獣生息地 大規模生息地	箇所	17	3	箇所					2	2					
	面積	ha	149	変動面積					134	134	ha				
集団渡来地	箇所			箇所											
	面積			変動面積							ha				
集団繁殖地	箇所		2	箇所						1					
	面積		47	変動面積					29	29	ha				
希少鳥獣生息地	箇所		2	箇所	1					1					
	面積		90	変動面積	4					4	ha				
生息地回廊	箇所			箇所											
	面積			変動面積							ha				
身近な鳥獣生息地	箇所		5	箇所		1		1	1	3					
	面積		286	変動面積		5		100	20	125	ha				
計	箇所		12	箇所	1	1	1	1	3	7					
	面積		572	変動面積	4	5	29	100	154	292	ha				

本計画期間に区域縮小する特別保護地区						本計画期間に解除又は期間満了となる特別保護地区(再指定も含む)						計画期間中の増△減*	計画終了時の特別保護地区**
24年度	25	26	27	28	計(D)	24年度	25	26	27	28	計(E)		
										2	2		3
ha										134	134		149
ha													
ha								1			1		2
ha								29			29		47
ha						1					1		2
ha						4					4		90
ha													
ha							1		1	1	3		5
ha							5		100	20	125		286
ha						1	1	1	1	3	7		12
ha						4	5	29	100	154	292		572

\* 箇所数についてはB-E  
面積についてはB+C-D-E

\*\*箇所数についてはA+B-E  
面積についてはA+B+C-D-E

(第4表)

年 度	指定の対象となる鳥獣保護区				特別保護地区		特別保護指定区域		備 考
	指 定 区 分	鳥獣保護区名称	面 積	指定期間	指定面積	指定期間	指定面積	指定期間	
平成 24 計	希少鳥獣生息地	焼火山鳥獣保護区	389 ha	24年11月1日より 34年10月31日まで	4 ha	24年11月1日より 34年10月31日まで	－ ha		再指定 西ノ島町
		1箇所	389 ha		4 ha		－ ha		
平成 25 計	身近な鳥獣生息地	万寿寺鳥獣保護区	100 ha	25年11月1日より 35年10月31日まで	5 ha	25年11月1日より 35年10月31日まで	－ ha		再指定 松江市
		1箇所	100 ha		5 ha		－ ha		
平成 26 計	集団繁殖地	大森鳥獣保護区	29 ha	26年11月1日より 36年10月31日まで	29 ha	26年11月1日より 36年10月31日まで	－ ha		再指定 隠岐の島 町
		1箇所	29 ha		29 ha		－ ha		
平成 27 計	身近な鳥獣生息地	月山鳥獣保護区	100 ha	27年11月1日より 37年10月31日まで	100 ha	27年11月1日より 37年10月31日まで	－ ha		再指定 安来市
		1箇所	100 ha		100 ha		－ ha		
平成 28 計	森林鳥獣生息地	千丈溪鳥獣保護区	364 ha	28年11月1日より 38年10月31日まで	61 ha	28年11月1日より 38年10月31日まで	－ ha		再指定 浜田市 邑南町
	森林鳥獣生息地	匹見峽鳥獣保護区	733 ha	28年11月1日より 38年10月31日まで	73 ha	28年11月1日より 38年10月31日まで	－ ha		再指定 益田市
	身近な鳥獣生息地	断魚溪鳥獣保護区	20 ha	28年11月1日より 38年10月31日まで	20 ha	28年11月1日より 38年10月31日まで	－ ha		再指定 邑南町
		3箇所	1,117 ha		154 ha		－ ha		
合計		7箇所	1,735 ha		292 ha				

### 3 休猟区の指定

#### (1) 方針

休猟区は、狩猟鳥獣の数が著しく減少している場合において、狩猟者の入込み等を勘案しつつ、狩猟鳥獣の生息数の回復を図る必要がある区域を指定するものとする。

休猟区面積の合計は、狩猟鳥獣の生息動向等を踏まえてその生息数の回復に必要な面積を確保し、1箇所当たり1,500haを確保できるように努めるとともに、狩猟鳥獣の適正な生息数を維持する観点から、分布に偏りが無いよう配慮するものとする。

なお、本県においてはイノシシ等の獣類により、依然として農林作物等に甚大な被害を及ぼしていることから、これらの有害鳥獣の生息状況及び農林作物被害の発生状況等を考慮して、農林水産関係者、住民等の理解が得られるように留意するものとする。

また、狩猟鳥獣による農林業被害等の状況に応じて、指定の延期や特定計画に基づき特定鳥獣の狩猟を行うことができる特例制度の活用を進めるものとする。

#### (2) 休猟区指定計画

(第5表)

年 度	休猟区指定所在地	休猟区名称	指定面積	指定期間	備 考
平成25年度	松江市	出雲郷休猟区 1 箇 所	775 ha	3 年	
平成26年度	隠岐郡隠岐の島町 都万・津戸・蛸木	都万・津戸休猟区 1 箇 所	1,210 ha	3 年	
合 計		2 箇 所	1,985 ha		

#### (3) 特例休猟区指定計画

該当なし

### 4 鳥獣保護区の整備等

#### (1) 方針

##### ① 管理施設、利用施設の整備について

鳥獣保護区及び特別保護地区の境界線が明らかになるよう案内板、制札の設置を行うとともに、野鳥保護とその思想の普及啓発を図るため巣箱や給餌台等について、身近な鳥獣生息地の保護区等で整備するよう努める。案内板、制札については、鳥獣保護区新設箇所及び既設箇所の更新必要箇所に順次設置する。巣箱や給餌台の整備は、身近な鳥獣生息地の保護区等において愛鳥モデル校等の活動に合わせて整備を図る。

鳥獣保護区の巡視等は、鳥獣保護員の協力を得て所管の支庁・農林振興センター・地域事務所が実施する。

② 保全事業の実施について

鳥獣保護区の指定後の環境変化等により鳥獣の生息環境が悪化し、指定目的及び鳥獣の生息状況に照らして必要があると認める場合には、保全事業の実施により生息環境の改善に努めるものとする。

(2) 整備計画

① 管理施設の設置

(第6表)

区 分	現 況	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
標識類の整備	案内板：整備済 制札：整備済	老朽化したものから順次更新				
管理棟等の整備	—	—	—	—	—	—

② 利用施設の整備

(第7表)

区 分	現 況	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
観察路、観察舎等の整備	—	—	—	—	—	—
その他の施設等の整備	—	巣箱、給餌台の設置に努める				

③ 調査、巡視等の計画

(第8表)

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
管理員等	箇所数	81	81	80	80	80
	人 数	45	45	45	45	45
管理のための調査の実施		—	—	—	—	—

第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

1 鳥獣の人工増殖

(1) 方針

第10次鳥獣保護事業計画まで、キジ・ヤマドリの人工増殖及びその放鳥を進めてきた。今後も、放鳥効果の高い健全で十分野生化訓練されたキジ・ヤマドリが必要量確保されるよう養殖業者と連携を図る。

また、トキ保護増殖事業計画に基づき出雲市が取り組む分散飼育について、国と連携を図りながら取り組むものとする。

2 放鳥獣

(1) 方針

第10次鳥獣保護事業計画においては、キジ及びヤマドリを休猟区及びキジ・ヤマドリ捕獲禁止区域を中心に、生息適地を選定して放鳥してきた。放鳥時期及び場所の選定に当たっては、地元関係者と十分調整の上、地域住民等の理解が得られるように実施するとともに、定着状況を調査し、より効果的な放鳥に努める。

なお、外来鳥獣等は放鳥獣しない。

(2) 放鳥計画及び種鳥の入手計画

(第9表)

種類名	放鳥の地域	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
		箇所	羽	箇所	羽	箇所	羽	箇所	羽	箇所	羽
キジ	鳥獣保護区	1	50	1	50	1	50	1	50	1	50
	休 猟 区	1	50	1	50	1	50	1	50	1	50
	捕獲禁止区域	6	300	6	300	6	300	6	300	6	300
	そ の 他										
	計	8	400	8	400	8	400	8	400	8	400
ヤマドリ	鳥獣保護区	1	25	1	25	1	25	1	25	1	25
	休 猟 区	1	25	1	25	1	25	1	25	1	25
	捕獲禁止区域	1	25	1	25	1	25	1	25	1	25
	そ の 他										
	計	2	50	2	50	2	50	2	50	2	50

(第10表)

種類名	平成24年度			平成25年度			平成26年度			平成27年度			平成28年度		
	委託 生産	購 入	その 他	委託 生産	購 入	その 他	委託 生産	購 入	その 他	委託 生産	購 入	その 他	委託 生産	購 入	その 他
キジ	羽	羽 400	羽	羽	羽 400	羽	羽	羽 400	羽	羽	羽 400	羽	羽	羽 400	羽
ヤマドリ		50			50			50			50			50	

## (3) 放獣計画

放獣については、行わないこととする。

## 第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

## 1 鳥獣の区分と保護管理の考え方

## (1) 希少鳥獣

対象とする鳥獣はクマタカ、オジロワシ、ハヤブサなど環境省が作成したレッドリストにおいて絶滅危惧ⅠA・ⅠB類及びⅡ類に該当する鳥獣で、法第7条第5項に基づき定めるもの並びにツキノワグマなどしまねレッドデータブックにおいて絶滅危惧Ⅰ類及びⅡ類の鳥獣とし、レッドリスト及びレッドデータブックの見直しに併せて対象種を見直すものとする。また、絶滅のおそれのある地域個体群についても必要に応じて希少鳥獣として取り扱う。

保護管理に当たっては、自然環境保全基礎調査及び個別の種ごとの調査等により生息状況や生息環境の把握に努めるものとする。

また、適切な捕獲許可、鳥獣保護区（希少鳥獣生息地の保護区）の指定等を行い、種及び地域個体群の存続を図るための取組を行うこととする。特に、絶滅のおそれのある鳥獣については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づき、必要に応じて保護増殖事業を実施し、種及び地域個体群の保存を図ることとする。

## (2) 狩猟鳥獣

対象とする鳥獣はイノシシ、ニホンジカなど法第2条第3項に基づき定められる鳥獣とする。

保護管理に当たっては、自然環境保全基礎調査及び個別の種ごとの調査等により生息状況や生息環境の把握に努めるものとする。

また、関係行政機関等からの情報収集、関連する調査等を通じて生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害状況の把握に努めるとともに生息状況を踏まえ、必要に応じて法第12条に基づく捕獲等の禁止又は制限を行う。

## (3) 外来鳥獣等

対象とする鳥獣はヌートリア、アライグマなど本来、我が国に生息地を有しておらず、人為的に海外から導入された鳥獣（以下「外来鳥獣」という。）及び国内において本来の生息地以外に人為的に導入され、生態系や農林水産業等に係る被害を生じさせている鳥獣とする。



保護管理に当たっては、自然環境保全基礎調査及び個別の種ごとの調査等により生息状況や農林水産業への被害及び生態系等への影響について把握に努めるものとする。農林水産業又は生態系等に係る被害を及ぼす外来鳥獣等については、当該外来鳥獣等を根絶狩猟及び有害鳥獣捕獲を推進し被害の防止を図るものとする。また、必要に応じて特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（以下「外来生物法」という。）に基づく防除事業を実施し被害の防止に努める。

#### （４）一般鳥獣

対象とする鳥獣は希少鳥獣、狩猟鳥獣及び外来鳥獣等以外の鳥獣とする。

保護管理に当たっては、自然環境保全基礎調査及び個別の種ごとの調査等により生息状況等の把握に努めるものとする。また、分布動向、地域個体群の極端な増加又は減少、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の発生状況などを踏まえ、必要に応じて、希少鳥獣及び狩猟鳥獣の保護管理に準じた対策を講じるものとする。特に生息数が著しく増加又は減少している鳥獣については特定計画の積極的な作成及び実施により、被害の防止や地域個体群の存続を図るものとする。

## 2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定

### （１）許可しない場合の基本的考え方

以下の場合にあっては、許可をしないものとする。

- ① 捕獲後の処置の計画等に照らして明らかに捕獲の目的が異なると判断される場合
- ② 捕獲等又は採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせたり、絶滅のおそれを著しく増加させるなど鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれのある場合。ただし、外来鳥獣等により生態系に係る被害が生じている地域又は新たに外来鳥獣等の生息が認められ、今後被害が予想される地域において、当該鳥獣による当該地域の生態系に係る被害を防止する目的で捕獲等又は採取等をする場合はこの限りではなく、当該鳥獣を根絶又は抑制するため、積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとする。
- ③ 鳥獣の生息基盤である動植物相を含む生態系を大きく変化させるなど、捕獲等又は採取等によって生態系の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるような場合
- ④ 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は社寺境内、墓地における捕獲等を認めることによりそれらの場所の目的や意義の保持に支障を及ぼすおそれがあるような場合
- ⑤ 特定猟具使用禁止区域内で特定猟具を使用した捕獲等を行う場合であって、特定猟具の使用によらなくても捕獲等の目的が達せられる場合、又は、特定猟具使用禁止区域内における特定猟具の使用に伴う危険の予防若しくは法第9条第3項第4号に規定する指定区域（以下「指定区域」という。）の静穏の保持に著しい支障が生じる場合。
- ⑥ 法第36条及び規則第45条に危険猟法として規定される猟法。ただし、法第37条の規定による環境大臣の許可を受けたものについては、この限りでない。

(2) 許可する場合の基本的考え方

許可の目的	許可の考え方
① 学術研究を目的とする場合	学術研究（環境省の足環を用いる標識調査を含む。）を目的とする捕獲等又は採取等は、当該研究目的を達成するために不可欠な必要最小限のもの（外来鳥獣等に関する学術研究にあつては適切なもの）であつて、適正な研究計画の下でのみ行われるものとする。
② 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合	鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害（以下第四において「被害」という。）が現に生じているか又はそのおそれがある場合に、その防止及び軽減を図るために行うものとする。特に、外来鳥獣等については、当該鳥獣を根絶又は抑制するため、積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとする。
③ 特定計画に基づく数の調整を目的とする場合	個体数調整を目的とした捕獲等又は採取等は、人と鳥獣の共存をめざした科学的・計画的な保護管理の一環として、地域個体群の長期にわたる安定的維持を図るために必要な範囲内で行われるものとする。
④ その他特別な事由を目的とする場合	上記以外の特別な事由を目的とした捕獲等又は採取等に関しては、原則として次の事由に該当するものを対象とするものとする。
1) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的	鳥獣行政事務担当職員が職務上の必要があつて捕獲又は採取する場合
2) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的	鳥獣行政事務担当職員や鳥獣保護員等が、傷病鳥獣を保護する目的で捕獲する場合
3) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的	博物館、動物園等の公共施設において飼育展示するために捕獲又は採取する場合
4) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的	鳥類の人工養殖を行っている者が、遺伝的劣化を防止する目的で野生の個体を捕獲又は採取する場合
5) 鵜飼漁業への利用	鵜飼漁業者が漁業に用いるためウミウ又はカワウを捕獲する場合
6) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的	伝統的な祭礼行事等に用いる場合
7) 前各号に掲げるもののほか鳥獣の保護その他公益に資すると認められる目的	環境教育に利用する目的、環境影響評価のための調査、被害防除対策事業等のための個体の追跡を目的として捕獲等又は採取等する場合など

(3) わなの使用に当たっての許可基準

わなを使用した捕獲許可申請においては、以下の基準を満たすものとする。ただし、①1)及び②のくくりわなの輪の直径については、捕獲場所、捕獲時期及びツキノワグマの生息状況等を勘案して、錯誤捕獲のおそれが少ないと判断される場合には、以下によらないことができるものとする。

① 獣類の捕獲を目的とする許可申請の場合（②及び③の場合を除く）

1) くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は、原則として輪の直径（足くくりわなについては、地面に掘る穴の直径）が12cm以内であり、締付け防止金具を装着したものであること。

2) とらばさみを使用した方法での許可申請の場合は、鋸歯がなく、開いた状態における内径の最大長は12cmを超えないものであり、衝撃緩衝器具を装着したものであること。

② イノシシ及びニホンジカの捕獲を目的とする許可申請の場合

くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は、原則として輪の直径（足くくりわなについては、地面に掘る穴の直径）が15cm以内であり、締付け防止金具を装着したもの、ワイヤーの直径が4mm以上であるもの、よりもどしを装着したものであること。

③ ツキノワグマの捕獲を目的とする許可申請の場合

箱わなに限るものとする。

(4) 許可に当たっての条件の考え方

捕獲等又は採取等の許可に当たっての条件は、期間の限定、捕獲する区域の限定、捕獲方法の限定、鳥獣の種類及び数の限定、捕獲物の処理の方法、捕獲等又は採取等を行う区域における安全の確保・静穏の保持、捕獲を行う際の周辺環境への配慮及び適切なわなの数量及び見回りなどについて付すものとする。

特に、住居と隣接した地域において捕獲等を許可する場合には、住民の安全を確保する観点から適切な条件を付すものとする。

(5) 許可権限の市町村長への委譲

特定鳥獣保護管理計画を3県で定めているツキノワグマ以外の鳥獣の捕獲許可に係る事務については、適切に市町村に委譲するように進める。

また、捕獲許可に係る権限を市町村長に委譲する場合は、法、規則、基本指針及び本鳥獣保護事業計画に従った適切な業務の施行が行われるよう助言するものとする。

なお、捕獲等又は採取等を行う区域が多数の市町村に及び、多数の申請が必要になる場合には、市町村間の連携を図るなどにより制度の合理的な運用を図り、申請者に手続上過度の負担を課すことにならないよう配慮するものとする。

(6) 捕獲実施に当たっての留意事項

捕獲等又は採取等の実施に当たっては実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるとともに、事前に関係地域住民等への周知を図らせるものとする。

また、わなの使用に当たっては、以下の事項について措置されるようにする。

① 法第9条第12項に基づき、猟具ごとに、住所、氏名等を記載した標識の装着等を行うものとする（ただし、捕獲に許可を要するネズミ・モグラ類の捕獲等の場合において、猟具の大きさ等の理由で用具ごとに標識を装着できない場合にあつては、猟具を設置した場所周辺に立て札等で標識を設置する方法によることもできるものとする）。

② ツキノワグマの生息地域であつて錯誤捕獲のおそれがある場合については、ツキノワグマの出没状況を確認しながら、わなの形状や餌付け方法などを工夫して錯誤捕獲を防止するよう指導するものとする。また、ツキノワグマの錯誤捕獲に対して迅速かつ安

全な放獣が実施できるように、市町及び県猟友会と連携し、放獣体制等の整備をする。

(7) 捕獲物又は採取物の処理等

捕獲物等については、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、原則として持ち帰ることとし、やむを得ない場合は生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設することにより適切に処理し、山野に放置することのないよう指導するものとする。(適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすおそれが軽微である場合として規則第19条で定められた場合を除く。)さらに捕獲物等が、鳥獣の保護管理に関する学術研究、環境教育などに利用できる場合は努めてこれを利用するよう指導するものとする。

また、捕獲物等は、違法なものと誤認されないようにする。特に、ツキノワグマについては、違法に輸入されたり国内で密猟された個体の流通を防止する観点から、目印標(製品タグ)の装着により、国内で適法捕獲された個体であることを明確にさせるものとする。

なお、捕獲個体を致死させる場合は、できる限り苦痛を与えない方法によるよう指導するものとする。

さらに、錯誤捕獲した個体については原則として所有及び活用はできないこと、放鳥獣の検討を行うこと、狩猟鳥獣以外にあつては捕獲された個体を生きたまま譲渡する場合には飼養登録等の手続が必要となる場合があること、また、捕獲許可申請に記載された捕獲個体の処理の方法が実際と異なる場合は、法第9条第1項違反となる場合があることについてあらかじめ申請者に対して十分周知を図るものとする。

ただし、錯誤捕獲された外来鳥獣等の放鳥獣は適切でないことから、生態系等に被害を及ぼしている外来鳥獣等が捕獲される可能性がある場合には、あらかじめ捕獲申請を行うよう指導し、適切に対応する。

(8) 捕獲等又は採取等の情報の収集

鳥獣の保護管理の適正な推進を図る上で必要な資料を得るため適当と認める場合には、捕獲等又は採取等の実施者に対し、実施した地点、日時、種名、性別、捕獲物又は採取物、捕獲努力量等についての報告を、必要に応じ写真又はサンプルを添付させる等して求めるものとする。また、錯誤捕獲等の情報についての収集に努める。

特に、傷病鳥獣の保護捕獲にあつては、上記のような捕獲のデータの収集及び收容個体の計測・分析等を積極的に進め、保護管理のための基礎資料としての活用を図るものとする。

また、必要に応じて捕獲等又は採取等の実施に立ち会う等により、それらが適正に実施されるよう対処するものとする。

(9) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方

地域における生息数が少ない等保護の必要性が高い種に係る捕獲許可は特に慎重に取り扱うものとする。

3 学術研究を目的とする場合

次の1)から4)までのいずれにも該当するものであること。

1) 主たる目的が、理学、農学、医学又は薬学等に関する学術研究であること。

ただし、学術研究が単に付随的な目的である場合は、学術研究を目的とした行為とは認めない。

2) 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取を行う以外の方法では、その目的を達成することができないと認められること。

3) 主たる内容が鳥獣の生態、習性、行動、食性、生理等に関する研究であること。

また、長期にわたる研究の場合は、全体計画が適正なものであること。

4) 研究により得られた成果が、学会又は学術誌等により、原則として、一般に公表されるものであること。

(1) 学術研究（研究の目的及び内容、許可対象者、鳥獣の種類・数、期間、区域、方法、捕獲等又は採取等後の措置）

① 許可対象者

理学、農学、医学又は薬学等に関する調査研究を行う者又はこれらの者から依頼を受けた者

② 鳥獣の種類・数

必要最小限の種類又は数（羽、頭、個）。ただし、外来鳥獣等に関する学術研究を目的とする場合には、適切な種類又は数（羽、頭、個）

③ 期間

1年以内

④ 区域

必要最小限の区域とし、原則として、特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域（特定猟具を使用する場合）及び規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合はこの限りでない。

⑤ 方法

次の各号に掲げる条件に適合するものであること。ただし他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合はこの限りでない。

1) 法第12条第1項又は第2項に基づき禁止されている猟法ではないこと。

2) 殺傷又は損傷（以下「殺傷等」という。）を伴う捕獲方法の場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。

⑥ 鳥獣の捕獲等又は採取等後の措置

原則として、次の各号に掲げる条件に適合するものであること。

1) 殺傷等を伴う場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。

2) 個体識別のため、指切り、ノーズタグの装着等の鳥獣の生態に著しい影響を及ぼすような措置を行わないこと。

3) 電波発信機、足環の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については、目的を達成するために当該措置が必要最小限であると認められるものであること。なお、電波発信機を装着する場合には、原則として、必要期間経過後短期間のうちに脱落するものであること。また、装着する標識が観察情報の収集に広く活用できる場合には、標識の情報の公開を申請者に求めるよう努める。

(2) 標識調査（許可対象者、鳥獣の種類・数、期間、区域、方法）

① 許可対象者

国若しくは都道府県の鳥獣行政事務担当職員又は国若しくは都道府県より委託を受けた者（委託を受けた者から依頼された者を含む。）

② 鳥獣の種類・数

原則として、標識調査を主たる業務として実施している者にあつては、鳥類各種各2,000羽以内、3年以上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けている者にあつては、同各1,000羽以内、その他の者にあつては同各500羽以内。ただし、特に必要が認められる種については、この限りでない。

③ 期間

1年以内

④ 区域

原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。

⑤方法

原則として、網、わな又は手捕とする。

4 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合

(1) 有害鳥獣捕獲の基本的考え方

野生鳥獣による被害は中山間地域における農畜林作物への被害だけでなく、市街地周辺の農耕地にも及んでおり、野生鳥獣による人身被害の発生やその不安による精神的被害など社会生活への影響が懸念されている。農林作物の被害状況は近年減少傾向にあるものの依然高水準にあり、特にイノシシによる被害が半分以上を占めている状況である。このため、特に中山間地域においては主要な産業である農林業生産に深刻な打撃を被り、離農や過疎化に拍車をかける状況となっている。さらに、野生鳥獣の採餌による植生の衰退等自然生態系のかく乱といった被害も生じてきている。

このような状況を受けて、これらの被害等が現に生じているか又はそのおそれがあり、原則として防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行うものとする。ただし、外来鳥獣等についてはこの限りではない。有害鳥獣捕獲の実施に当たっては、県及び各ブロックの有害鳥獣被害対策推進協議会が連携して総合的に被害対策を検討しながら、効果的な防除方法又は捕獲体制の確立をめざす。

一方、人が排出する生ゴミ等への依存が鳥獣による被害等の誘因になっていることから、生ゴミ等の適正な処理や餌やり行為の防止についても必要な指導を行うとともに、被害防除施設の整備や未収穫物の撤去等の被害防除対策等を総合的に推進する。

なお、イノシシ等の特に生息密度が高く、深刻な被害状況等影響が著しい野生鳥獣については、特定鳥獣保護管理計画を策定し、科学的で計画的な保護管理を継続的に実施する。

①有害鳥獣捕獲の実施に当たっての留意事項

有害鳥獣捕獲の実施に当たっては実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるものとし、また事前に関係地域住民等への周知を図らせるとともに、鳥獣捕獲許可証又は従事者証の携帯及び捕獲許可権者が貸与する腕章等を装着させるものとする。

また、必要に応じて捕獲の実施に立ち会う等により、それらが適正に実施されるよう対処するものとする。

②特定計画に基づく個体数調整との関係

特定計画の対象地域における、特定鳥獣を有害鳥獣として捕獲する場合については、原則として「特定計画に基づく数の調整」を目的とする捕獲として取り扱うものとするが、有害鳥獣捕獲として捕獲する場合においても、市町村における捕獲数を定期的に把握するなどして、特定計画における捕獲目標数等との整合を図るものとする。

(2) 鳥獣による被害発生予察表の作成

① 予察表

被害発生の状況等から、鳥獣種、被害農林水産物等及び被害発生時期の関係は、次の予察表に示すとおりである。

(第11表)

加害鳥獣名	被害農林水産物等	被害発生時期												被害発生地域	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
スズメ類	水稲、麦類、野菜	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	全域
カラス類	水稲、野菜、果樹、 雑穀、大豆、麦類、 飼料作物、航空機等	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	全域
キジバト	水稲、野菜、豆類	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	全域
カモ類	水稲	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	隠岐
ドバト	水稲、野菜、果樹、 豆類	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	全域
サギ類	水稲(苗)、ドジョウ、 アユ、川魚等	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	全域
カワウ	水稲、養魚	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	東部、西部
ウソ	桜	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	東部
トビ	牧草、野菜、稚魚、 家畜飼料、航空機等	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	全域
ヒヨドリ	果樹、麦類、野菜	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	全域
ニホンザル	野菜、水稲、果樹、 椎茸、飼料作物	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	東部、西部
ノウサギ	植栽苗	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	東部、西部
ヌートリア	水稲、野菜、芋類	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	東部、西部
アライグマ	水稲、野菜、芋類	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	東部、西部
タヌキ	野菜、穀物、果樹	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	全域
キツネ	水稲、野菜、果樹	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	東部、西部
アナグマ	野菜、果樹	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	東部、西部

※上記表中の「スズメ類、カラス類、カモ類、サギ類」は、狩猟鳥獣及びダイサギ、コサギ、アオサギを示す。

## ②被害発生予察地図

予察捕獲を行う場合は、あらかじめ加害鳥獣の種類ごとに被害発生予察地図(縮尺20万分の1程度)を作成し、市町村において管理するものとする。

## ③予察表に係る方針等

被害等のおそれがある場合に実施する予察による有害鳥獣捕獲(以下「予察捕獲」という)は、常時捕獲を行い生息数を低下させる必要があるほど強い害性が認められる場合のみ許可するものとする(地域的に孤立しており、地域レベルでの絶滅のおそれの高い地域個体群は除く。)。ただし、外来鳥獣等についてはこの限りでない。特定鳥獣保護管理計画が策定されているイノシシ及びニホンジカの鳥獣については、特定計画に基づく個体数調整としての捕獲に努め、予察捕獲の対象とはしない。

予察捕獲を実施するに当たっては、鳥獣の種類別、月別及び市町村別による被害発生予察表を作成するものとする。予察表の作成に当たっては、過去5年間の鳥獣による被害等の発生状況及び鳥獣の生息状況について、鳥獣被害対策協議会等に図るものとする。

また、予察表においては、被害発生のおそれのある地区ごとに、農林水産物の被害や作付けの状況、鳥獣の生息状況の推移等を勘案し、被害・影響の発生地域、時期等の予察をするものとする。さらに、捕獲等又は採取等の数の上限を設定する等、許可の方針を明らかにするものとする。

なお、予察表に係る被害等の発生状況については毎年点検するとともに、許可に当たっては鳥獣捕獲許可証の捕獲目的欄に予察捕獲を明記すること等により、対処捕獲と明確に区分して許可事務を行う。

## (3)鳥獣の適正管理の実施

### ①方針

鳥獣の生息状況、生息環境等について継続的な調査を実施し、その結果を基に適切な被害の防除及び個体数の管理を図る。

特に、イノシシ、ニホンジカについては農林作物等の被害が依然甚大な状況にあることから、特定鳥獣保護管理計画に基づき必要な個体数管理を実施し保護管理を図る。ツキノワグマについては、農林作物被害は減少しているものの人身被害等の発生が懸念されることから、特定鳥獣保護管理計画に基づき必要な対策を実施し保護管理を図る。

### ②防除方法の検討、個体数管理の実施等の計画

防除方法については、関係市町村等の協力を得ながら、中山間地域研究センター等で資料の収集、被害防止試験、調査・解析等を行い、効果的な技術の確立を図る。

個体数管理については、農林作物等の被害状況及び鳥獣の生息状況等の調査結果を基に、鳥獣被害対策協議会等において実施体制等も含め検討して実施する。

なお、出雲北山山地のニホンジカについてはシカ被害対策協議会において、西中国山地に生息するツキノワグマについては広島県、山口県及び本県からなる西中国山地ツキノワグマ保護管理対策協議会等において、関係市町の意見を踏まえながら、適正管理を図る。



(第12表)

対象鳥獣名	年 度	防除方法の検討、個体数管理の実施等	備 考
イノシシ ニホンザル ニホンジカ ツキノワグマ カラス類 その他の鳥獣	平成24年度から 平成28年度まで	有害鳥獣被害対策協議会等の開催 協議内容)年間捕獲計画、捕獲体制の整備、総合的被害防止対策の検討、その他 構 成 員) 県、市町村、猟友会、鳥獣保護員、農業協同組合、森林組合、捕獲班 その他	

## (4) 有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定

## ①方針

有害鳥獣の捕獲のための捕獲許可基準は、次項に定めるとおりとする。

有害鳥獣捕獲のための捕獲許可は、被害等の状況及び防除対策の実施状況を的確に把握し、その結果被害等が現に生じているか、又はそのおそれがある場合に、その軽減及び防止を図るために実施する。ただし、外来鳥獣等についてはこの限りでない。なお、有害鳥獣捕獲による捕獲は、原則として被害防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行うものとする。また、有害鳥獣捕獲の実施に当たっては、被害防止施設の整備や未収穫物の撤去等の被害防除対策等が総合的に推進されるよう努めるものとする。

狩猟鳥獣、ダイサギ、コサギ、アオサギ、トビ、ウソ、オナガ、ニホンザル、特定外来生物である外来鳥獣、その他の外来鳥獣(タイワンシロガシラ、カワラバト(ドバト)、ノヤギ等)以外の鳥獣については、被害等が生じることは稀であり、従来 of 許可実績もごく僅少であることにかんがみ、これらの鳥獣についての有害鳥獣捕獲を目的とした捕獲許可に当たっては、被害の実態を十分に調査するとともに、捕獲以外の方法による被害防止方法を検討した上で許可するなど、特に慎重に取り扱うものとする。また、ツキノワグマについては、被害状況等を確認の上、慎重に取り扱うものとし、生息数の確保に努めることとする。

鳥獣保護区等における有害鳥獣捕獲のための捕獲許可は、鳥獣の適正な保護管理が確保されるように実施する。この場合、他の鳥獣の繁殖に支障が生じないように配慮するとともに、特に集団渡来地の保護区、希少鳥獣生息地の保護区においては、慎重に取り扱うものとする。

有害鳥獣捕獲による捕獲情報の収集については、市町村等の協力を得て狩猟者登録証と同様の1kmメッシュによる捕獲状況報告(鳥獣名、捕獲数、捕獲場所等)等を収集するよう体制整備に努める。

また、外来鳥獣による農林水産業又は生態系等に係る被害の防止を図る場合にあっては、当該外来鳥獣を根絶又は抑制するため、積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとする。

## ②許可基準

## 1) 許可対象者

原則として、被害等を受けた者又は被害等を受けた者から依頼された個人又は法人(法第9条第8項に規定する「国、地方公共団体その他適切かつ効果的に同項の許可に係る捕獲等又は採取等を行うことができるものとして環境大臣の定める法人」をい

う。以下同じ。)であって、銃器(装薬銃)を使用する場合は第1種銃猟免許を所持する者(空気銃を使用する場合にあっては第1種銃猟又は第2種銃猟免許を所持する者)、銃器の使用以外の方法による場合は網猟免許又はわな猟免許を所持するものとする。

ただし、狩猟免許を受けていない者に対しては、法第9条第3項各号のいずれにも該当せず、捕獲した個体の適切な処分ができないと認められるときを除き、次に掲げるとき等は、許可することができるものとする。

ア 住宅等の建物内における被害を防止する目的で当該建物内において小型の箱わな又はつき網を用いて若しくは手捕りによりアライグマ、ハクビシン、カラス、ドバト等の小型の鳥獣を捕獲する場合

イ 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内において囲いわなを用いてイノシシ、ニホンジカ、その他の鳥獣を捕獲する場合

また、捕獲等又は採取等の効率性及び安全性の向上を図る観点から有害鳥獣捕獲を行う者には被害等の発生地域の地理及び鳥獣の生息状況を把握している者が含まれるよう指導するものとする。

さらに、有害鳥獣捕獲実施者の数は必要最小限とするとともに、被害等の発生状況に応じて共同又は単独による有害鳥獣捕獲の方法が適切に選択されるよう指導するものとする。

なお、法人に対する許可に当たっては、従事者には原則として狩猟免許を有する者を選任するよう指導するものとする。ただし、銃器の使用以外の方法による場合であって、従事者の中に猟法の種類に応じた免許所持者が含まれ、かつ、当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められる場合は、従事者の中に当該免許を受けていない者を補助者として含むことができるものとする。ただし、外来鳥獣(ヌートリア・アライグマ)を捕獲する場合は、上記の要件を満たすことにより、当該免許を受けていないものを従事者として含むことができる。この場合、当該免許を受けていない者は、当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うよう指導するものとする。当該法人は、地域の関係者と十分な調整を図ることで、効果的な実施に努めるものとする。

また、法人に対しては、指揮監督の適正を期するため、それぞれの従事者が行う捕獲行為の内容を具体的に指示するとともに、従事者の台帳を整備するよう十分に指導するものとする。

## 2) 鳥獣の種類・数

ア 有害鳥獣捕獲対象鳥獣の種類は、現に被害等を生じさせ、又はそのおそれのある種とする。ただし特定鳥獣については、原則として「個体数調整の目的」の捕獲とし、緊急時等のやむを得ない場合のみ有害鳥獣捕獲の対象とすることができることとする。

イ 鳥類の卵の採取等の許可は、原則として次のa又はbに該当する場合のみ対象とするものとする。

a 現に被害を発生させている個体を捕獲等することが困難であり、卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合

b 建築物等の汚染等を防止するため、巣を除去する必要があるため、併せて卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合

ウ 捕獲等又は採取等の数は、被害を防止する目的を達成するために必要最小限の数(羽、頭、個)であるものとする。

ただし、外来鳥獣等に係る被害防止を目的とする場合にはア～ウは適用しない。

## 3) 期間

ア 有害鳥獣捕獲の期間は、原則として被害等が生じている時期のうち、最も効果的に有害鳥獣捕獲が実施できる時期であって、地域の実情に応じた有害鳥獣捕獲を無理なく完遂するために必要かつ適切な期間とするものとする。

ただし、被害等の発生が予察される場合、飛行場の区域内において航空機の安全な航行に支障を及ぼすと認められる鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をする場合等特別な事由が認められる場合は、この限りでない。

- イ 有害鳥獣捕獲対象以外の鳥獣の繁殖に支障がある期間は避けるよう考慮するものとする。
- ウ 狩猟期間中及びその前後における有害鳥獣捕獲の許可については、登録狩猟（法第11第1項第1号の規定に基づき行う狩猟鳥獣の捕獲等をいう。以下同じ。）又は狩猟期間の延長と誤認されるおそれがないよう、当該期間における有害鳥獣捕獲の必要性を十分に審査するなど、適切に対応するものとする。
- エ 予察捕獲の許可については、被害発生予察表に基づき計画的に行うよう努めるものとする。

#### 4) 区域

- ア 有害鳥獣捕獲を実施する区域は、被害等の発生状況に応じ、その対象となる鳥獣の行動圏域を踏まえて被害等の発生地域及びその隣接地等を対象とするものとし、その範囲は必要かつ適切な区域とするものとする。
- イ 被害等が複数の市町村にまたがって発生する場合には、被害等の状況に応じ市町村を越えて共同して広域的に有害鳥獣捕獲を実施する等これが効果的に実施されるよう市町村を助言するものとする。また、被害等が周辺の県にまたがって発生する場合には、関係県が共同して広域的に有害鳥獣捕獲を実施する等、県間の連携を図るものとする。
- ウ 鳥獣保護区又は休猟区における有害鳥獣捕獲を目的とした捕獲許可は、鳥獣の保護管理の適正な実施に向けて捕獲効率の向上が見込まれる手法等により実施するよう努めるものとし、この場合、他の鳥獣の繁殖に支障が生じないよう配慮するものとする。特に、集団渡来地、集団繁殖地、希少鳥獣生息地の保護区等の鳥獣の保護を図ることが特に必要な地域にあっては、捕獲許可について慎重な取り扱いをするものとする。
- また、慢性的に著しい被害等が見られる場合は、鳥獣の生息状況等を踏まえ、生息環境の改善、被害防除対策の重点的な実施とともに、個体数調整の推進を図るものとする。さらに、休猟区での特定計画に基づく狩猟に関する特例制度の活用及び休猟区等の区域の見直しを検討するものとする。

#### 5) 方法

- 空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合についてはこの限りではない。
- なお、鉛製銃弾を対象とした法第15条第1項に基づく指定猟法禁止区域及び第12条第1項又は第2項に基づき鉛製銃弾の使用を禁止している区域にあっては禁止された鉛製銃弾は使用しないものとする。
- また、猛禽類の鉛中毒を防止するため、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造・素材の装弾は使用しないよう努めるものとする。
- さらに、有害鳥獣捕獲の対象となる鳥獣の嗜好する餌を用いた捕獲方法を取り、結果として被害等の発生の遠因を生じさせることのないよう指導を行うものとする。

### (5) 有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備等

#### ① 方針

- 有害鳥獣捕獲に当たっては、駆除の迅速かつ効果的な実施と危険の防止に万全を期し、市町村単位で地域の実態に即した捕獲班を編制するとともに、必要に応じて関係市町村が一体となった広域捕獲班を編成する。
- また、鳥獣による農林作物等への被害が甚大な市町村にあっては有害鳥獣被害対策協議会を設置し、県及び各ブロックの有害鳥獣被害対策推進協議会と連携して総合的に被害対策を検討しながら、効果的な防除と的確かつ効率的な捕獲を実施する。
- 有害鳥獣捕獲の実施の適正化及び迅速化を図るため、関係市町村及び農林水産業者等関係者に対する有害鳥獣捕獲制度の周知徹底を図る。特に、関係市町村に対しては、鳥獣被害防止特別措置法に基づく市町村の被害防止計画と整合を図り、適切かつ効果的な実施を図るため、実施体制の整備をするよう指導するものとする。

② 捕獲班編成指導の対象鳥獣名及び対象地域

イノシシ、ニホンジカその他の鳥獣による農林水産業被害等が激甚な地域については、その地域ごとに、あらかじめ捕獲班（有害鳥獣捕獲を目的として編成された班をいう。以下同じ。）を編成するよう指導するものとする。その際、捕獲班員の選定については、技術の優れた者、有害鳥獣捕獲のための出動の可能な者等が班員として編成されるよう指導するとともに、地域の実情に応じて鳥獣被害防止特措法に基づく鳥獣被害対策実施隊（鳥獣被害防止特措法第9条第1項に規定する鳥獣被害対策実施隊をいう。以下同じ。）と連携を図るよう指導するものとする。その際、狩猟人口の減少や高齢化等に対応した新たな捕獲体制を早急に確立する必要があることから、従来の取り組みに加え、市町村や農林漁業団体の職員等を新たな捕獲の担い手として育成する取組を推進するよう指導する。

また、捕獲班等において指導を行う者の確保に当たっては、鳥獣保護管理に関する専門的な人材確保等の仕組みの積極的な活用を図るものとする。

なお、当該市町村内では捕獲班の編成が困難な場合等においては、市町村の境界を越えた広域の捕獲班を編成し、その実施者の養成・確保に努めるよう関係市町村に助言するものとする。

(第13表)

対象鳥獣名	対象地域	備考
イノシシ、ツキノワグマ、ニホンザル、ニホンジカ、ヌートリア、アライグマ	隠岐島を除く15市町	
カラス類、その他の鳥獣	県内全域	

③ 指導事項の概要

- 1) 捕獲班員は当該猟具の使用にかかる狩猟免許を所持し、技術的に優れた者であること。
- 2) 捕獲の実施にあたっては、事前に関係する地域住民等へその内容等を周知すること。
- 3) 捕獲に伴う事故の発生防止については、万全の対策を講じること。
- 4) その他必要な事項は、県及び市町村の定める有害鳥獣捕獲等実施要領に基づくものとする。

5 特定計画に基づく数の調整を目的とする場合

(1) 許可対象者

原則として、銃器を使用する場合は第1種銃猟免許を所持する者（空気銃を使用する場合にあつては第1種銃猟又は第2種銃猟免許を所持する者）、又は銃器の使用以外の方法による場合は網猟免許及びわな猟免許を所持する者であること。

また、捕獲等又は採取等の効率性及び安全性の向上を図る観点から、それらの実施者には被害等の発生地域の地理及び鳥獣の生息状況を把握している者が含まれるよう指導すること。

さらに、実施者の数は、必要最小限であること。このほか、被害等の発生状況に応じて、共同又は単独による捕獲等又は採取等の方法が適切に選択されていること。

(2) 鳥獣の種類・数

捕獲等又は採取等の数は、特定計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数（羽、頭、個）であること。

(3) 期間

- ① 特定計画の達成を図るために必要かつ適切な期間とすること。なお、複数年にわたる期間を設定する場合には、特定計画の内容を踏まえ適切に対応すること。
- ② 捕獲等又は採取等の対象以外の鳥獣の保護及び繁殖に支障がある期間は避けるよう考慮すること。
- ③ 狩猟期間中の許可については、狩猟の期間中は一般の狩猟と、また、狩猟期間前後の場合は狩猟期間の延長と誤認されるおそれがないよう、当該期間における捕獲等又は採取等の必要性を十分に審査するなど、適切に対応すること。

(4) 区域

特定計画の達成を図るために必要かつ適切な区域とすること。

(5) 方法

有害鳥獣捕獲に係る方法に準ずるものとする。  
また、実施に当たっての留意事項についても、準ずるものとする。

6 その他特別の事由の場合

(1) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的

① 許可対象者

国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む。）

② 鳥獣の種類・数

必要と認められる種類及び数（羽、頭、個）

③ 期間

1年以内

④ 区域

申請者の職務上必要な区域

⑤ 方法

原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

(2) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的

① 許可対象者

国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（地方機関の職員を含む。）、鳥獣保護員その他特に必要と認められる者

② 鳥獣の種類・数

必要と認められる種類及び数（羽、頭、個）

③ 期間

1年以内

④ 区域

必要と認められる区域

⑤ 方法

原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある

場合は、この限りでない。

(3) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的

① 許可対象者

博物館、動物園等の公共施設の飼育・研究者又はこれらの者から依頼を受けた者

② 鳥獣の種類・数

必要最小限の種類及び数（羽、頭、個）

③ 期間

6ヶ月以内

④ 区域

原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。

ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。

⑤ 方法

原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。

ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

(4) 愛玩のための飼養の目的

愛玩のための飼養を目的とする捕獲等は認めない。

(5) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止

① 許可対象者

鳥類の養殖を行っている者又はこれらの者から依頼を受けた者

② 鳥獣の種類・数

人工養殖が可能と認められる種類で必要最小限の数（羽、個）とし、放鳥を目的とする場合は対象放鳥地の個体とする。

③ 期間

6ヶ月以内

④ 区域

原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。

ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。

⑤ 方法

網、わな又は手捕

(6) 鵜飼漁業への利用

① 許可対象者

鵜飼漁業者又はこれらの者から依頼を受けた者

② 鳥獣の種類・数

必要最小限

③ 期間

6ヶ月以内

④ 区域

原則として、規則第7条第1項第6号イからチまでに掲げる区域は除く。

ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。

⑤ 方法

手捕。ただし、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

(7) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的

① 許可対象者

祭礼行事、伝統的生活様式の継承に係る行為（いずれも、現在まで継続的に実施されてきたものに限る）の関係者又はこれらの者から依頼を受けた者（登録狩猟等他の目的による捕獲又は採取により、当該行事等の趣旨が達成できる場合を除く。）

② 鳥獣の種類・数

必要最小限。捕獲し、行事等に用いた後は放鳥獣とする。（致死させる事によらなければ行事等の趣旨を達成できない場合を除く。）

③ 期間

30日以内

④ 区域

原則として、規則第7条1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。

⑤ 方法

原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。

ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

(8) 前各号に掲げるもののほか鳥獣の保護その他公益に資すると認められる目的

捕獲等又は採取等の目的に応じて個々の事例ごとに判断するものとする。なお、環境教育の目的、環境影響評価のための調査、被害防除対策事業等のための個体の追跡を目的とした捕獲等又は採取等は、学術研究に準じて取り扱うものとする。特に、環境影響評価のための調査のための捕獲等については、当該調査結果の用途も考慮した上で判断するものとする。

7 鳥類の飼養登録

(1) 方針

飼養許可事務については平成9年4月1日から市町村長へ権限を委譲して適正な管理が行われるように努めているところであるが、鳥獣は本来自然のままの状態を保護することが望ましいため、愛玩目的による新たな捕獲は認めないこととするが、飼養は、継続して飼養する場合であって、肢体不自由者や高齢者等自ら野外観察が困難であり、特に飼養がやむを得ないと判断された場合以外認めないよう行政指導する。

なお、鳥獣の飼養については、愛玩飼養者及びペット業者等を対象に巡回指導を行い、適正化に努めるとともに鳥類の違法な飼養が行われないよう、以下の点に留意しつつ、個体管理のための足環の装着等適正な管理が行われるよう努める。

① 登録票の更新は、飼養個体と装着許可証（足環）を照合し確認した上で行う。

② 平成元年度の装着許可証（足環装着）導入以前から更新されているなどの長期更新個体については、羽毛の光沢や虹彩色、行動の敏捷性等により高齢個体の特徴を視認することなどにより、個体のすり替えが行われていないことを慎重に確認した上で更新を

行う。

③装着許可証の毀損等による再交付は原則として行わず、毀損時の写真や足の状況等により確実に同一個体と認められる場合のみについて行う。

④愛玩飼養を目的とした捕獲許可により捕獲された個体を譲り受けた者から届出があった場合、譲渡の経緯等を確認することにより1人が多数の飼養をする等不正な飼養が行われないようにする。

さらに、違法に捕獲した鳥獣については、飼養についても禁止されているので、不正な飼養が行われないよう適正な管理に努めるものとする。

## (2) 飼養適正化のための指導内容

①パンフレットの配布や広報媒体等により、飼養適正化の啓発を行う。

②鳥類の繁殖期を中心に、警察と連携を図り担当職員及び鳥獣保護員による巡回指導を強化する。

③飼養個体の管理のため、識別標識（足環）の装着を徹底する。

## 8 販売禁止鳥獣等

### (1) 許可の考え方

販売禁止鳥獣等の販売許可に当たっては、以下の①、②のいずれにも該当する場合に許可するものとする。

①販売の目的が規則第23条に規定する目的に適合すること。

②捕獲したヤマドリの食用品としての販売など、販売されることによって違法捕獲や捕獲物の不適切な処理が増加し個体数の急速な減少を招くなど、その保護に重大な支障を及ぼすおそれのあるものでないこと。

### (2) 許可の条件

販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量、所在地及び販売期間、販売した鳥獣を放鳥獣する場合の場所（同一地域個体群）などとする。

## 第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項

### 1 特定猟具使用禁止区域の指定

#### (1) 方針

第10次鳥獣保護事業計画終了時で78箇所を銃猟禁止区域を設定し、銃猟による危険防止に努めてきた。

第11次鳥獣保護事業計画においては、近年における市街地の区域拡大や野外レクリエーションの活発化に対応し、多数の住民が散策等に利用している区域等銃猟による危険箇所について重点的に銃猟に伴う使用禁止区域を設定する。

指定期間は10年間とする。

なお、計画期間中新たに銃猟による危険箇所が生じた場合は、その都度銃猟に伴う使用禁止区域を設定する。

また、わな猟に伴う危険を予防するための地区としては、学校や通学路の周辺、子供の遊び場となっているような空き地及びその周辺、自然観察路及び野外レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、その他わな猟による事故発生のおそれの高い区域について、必要に応じて区域設定に努めてゆく。



(2) 特定猟具使用禁止区域指定計画

(第14表)

		既指定特定 猟具使用禁 止区域(A)		本計画期間に指定する特定猟具使用禁止区域						本計画期間に区域拡大す る特定猟具使用禁止区域					
				24 年 度	25 年 度	26 年 度	27 年 度	28 年 度	計(B)	24 年 度	25 年 度	26 年 度	27 年 度	28 年 度	計(C)
銃猟に伴う危 険を予防す るための区域	箇所	78	箇所	7	9	6	5	9	36	-	-	-	-	-	-
	面積	ha 23,989	変動 面積	1,462.1 ha	1,475 ha	1,178 ha	1,818 ha	572.5 ha	6,505.6 ha	-	-	-	-	-	-
わな猟に伴う 危険を予防す るための区域	箇所	-	箇所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	面積	ha -	変動 面積	ha -	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

		本計画期間に区域減少す る特定猟具使用禁止区域						本計画期間に廃止又は期間満了により消滅する 特定猟具使用禁止区域						計画期 間中の 増減 (減:△) *	計画終了時 の特定猟具 禁止区域**
		24 年 度	25 年 度	26 年 度	27 年 度	28 年 度	計(D)	24 年 度	25 年 度	26 年 度	27 年 度	28 年 度	計(E)		
銃猟に伴う危 険を予防す るための区域	箇所	-	-	-	-	-	-	7	9	6	5	9	36		78
	面積	-	-	-	-	-	-	1,462.1 ha	1,376 ha	1,178 ha	1,818 ha	572.5 ha	6,406.6 ha	99 ha	24,088 ha
わな猟に伴う 危険を予防す るための区域	箇所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	面積	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

\* 箇所数 (B) - (E)、面積 (B) + (C) - (D) - (E)

\*\* 箇所数 (A) + (B) - (E)、面積 (A) + (B) + (C) - (D) - (E)

## (3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳

(第15表)

年度	銃猟に伴う危険を予防するための区域					わな猟に伴う危険を予防するための区域				
	特定猟具使用禁止区域 指定所在地	特定猟具使用禁止区域名称 (特定猟具名)	指定面積	指定期間	備考	特定猟具使用禁止区域 指定所在地	特定猟具使用禁止区域 名称(特定 猟具名)	指定 面積	指定 期間	備考
平成24 年度	安来市	上ノ台特定猟具 使用禁止区域 (銃猟)	525 ha	24年11月 1日より 34年10月31日まで (10年間)	再指定					
	雲南市	木次特定猟具使 用禁止区域 (銃猟)	406 ha	24年11月 1日より 34年10月31日まで (10年間)	再指定					
	雲南市	飯田特定猟具使 用禁止区域 (銃猟)	38 ha	24年11月 1日より 34年10月31日まで (10年間)	再指定					
	出雲市	差海川特定猟具 使用禁止区域 (銃猟)	12.1 ha	24年11月 1日より 34年10月31日まで (10年間)	再指定					
	邑智郡 川本町	川本特定猟具使 用禁止区域 (銃猟)	278 ha	24年11月 1日より 34年10月31日まで (10年間)	再指定					
	浜田市、益 田市	みやび湖特定猟 具使用禁止区域 (銃猟)	134 ha	24年11月 1日より 34年10月31日まで (10年間)	再指定					
	鹿足郡 吉賀町	大野原特定猟具 使用禁止区域 (銃猟)	69 ha	24年11月 1日より 34年10月31日まで (10年間)	再指定					
計	7箇所		1,462.1 ha							

平成25 年度	松江市	古江特定猟具使用禁止区域 (銃猟)	78 ha	25年11月 1日より 35年10月31日まで (10年間)	再指定					
	松江市	八雲特定猟具使用禁止区域 (銃猟)	195 ha	25年11月 1日より 35年10月31日まで (10年間)	再指定					
	安来市	井尻特定猟具使用禁止区域 (銃猟)	65 ha	25年11月 1日より 35年10月31日まで (10年間)	再指定					
	出雲市、 雲南市	斐伊川第2特定 猟具使用禁止区域 (銃猟)	154 ha	25年11月 1日より 35年10月31日まで (10年間)	区域拡 大 99ha					
	出雲市	宇賀池特定猟具使用禁止区域 (銃猟)	7 ha	25年11月 1日より 35年10月31日まで (10年間)	再指定					
	浜田市	大長見ダム特定 猟具使用禁止区域 (銃猟)	113 ha	25年11月 1日より 35年10月31日まで (10年間)	再指定					
	江津市	桜江特定猟具使用禁止区域 (銃猟)	180 ha	25年11月 1日より 35年10月31日まで (10年間)	再指定					
	鹿足郡 津和野町	枕瀬山特定猟具使用禁止区域 (銃猟)	58 ha	25年11月 1日より 35年10月31日まで (10年間)	再指定					
	隠岐郡 隠岐の島町	岬特定猟具使用禁止区域 (銃猟)	625 ha	25年11月 1日より 35年10月31日まで (10年間)	再指定					
計	9箇所		1,475 ha							

平成26 年度	安来市	安来干拓特定猟具使用禁止区域 (銃猟)	204 ha	26年11月 1日より 36年10月31日まで (10年間)	再指定					
	松江市	揖屋干拓特定猟具使用禁止区域 (銃猟)	323 ha	26年11月 1日より 36年10月31日まで (10年間)	再指定					
	出雲市	久村特定猟具使用禁止区域 (銃猟)	42 ha	26年11月 1日より 36年10月31日まで (10年間)	再指定					
	大田市	東池特定猟具使用禁止区域 (銃猟)	8 ha	26年11月 1日より 36年10月31日まで (10年間)	再指定					
	浜田市	三ツ石山特定猟具使用禁止区域 (銃猟)	416 ha	26年11月 1日より 36年10月31日まで (10年間)	再指定					
	邑智郡 邑南町	石見特定猟具使用禁止区域 (銃猟)	185 ha	26年11月 1日より 36年10月31日まで (10年間)	再指定					
	計	6箇所		1,178 ha						
平成27 年度	雲南市	下佐世特定猟具使用禁止区域 (銃猟)	124 ha	27年11月 1日より 37年10月31日まで (10年間)	再指定					
	出雲市	乙木池特定猟具使用禁止区域 (銃猟)	48 ha	27年11月 1日より 37年10月31日まで (10年間)	再指定					
	浜田市	三隅特定猟具使用禁止区域 (銃猟)	1,481 ha	27年11月 1日より 37年10月31日まで (10年間)	再指定					
	邑智郡 邑南町	阿須那特定猟具使用禁止区域 (銃猟)	60 ha	27年11月 1日より 37年10月31日まで (10年間)	再指定					
	邑智郡 邑南町	口羽特定猟具使用禁止区域 (銃猟)	105 ha	27年11月 1日より 37年10月31日まで (10年間)	再指定					
	計	5箇所		1,818 ha						

平成28 年度	安来市	赤江特定猟具使用禁止区域 (銃猟)	11 ha	28年11月 1日より 38年10月31日まで (10年間)	再指定					
	松江市	名分特定猟具使用禁止区域 (銃猟)	12 ha	28年11月 1日より 38年10月31日まで (10年間)	再指定					
	雲南市	加茂特定猟具使用禁止区域 (銃猟)	38 ha	28年11月 1日より 38年10月31日まで (10年間)	再指定					
	雲南市	三刀屋特定猟具使用禁止区域 (銃猟)	81 ha	28年11月 1日より 38年10月31日まで (10年間)	再指定					
	出雲市	古志橋特定猟具使用禁止区域 (銃猟)	25 ha	28年11月 1日より 38年10月31日まで (10年間)	再指定					
	大田市	三瓶ダム特定猟具使用禁止区域 (銃猟)	50 ha	28年11月 1日より 38年10月31日まで (10年間)	再指定					
	浜田市	久佐特定猟具使用禁止区域 (銃猟)	210 ha	28年11月 1日より 38年10月31日まで (10年間)	再指定					
	浜田市	今福特定猟具使用禁止区域 (銃猟)	78.5 ha	28年11月 1日より 38年10月31日まで (10年間)	再指定					
	浜田市	七条特定猟具使用禁止区域 (銃猟)	67 ha	28年11月 1日より 38年10月31日まで (10年間)	再指定					
	計	9箇所		572.5 ha						
合計			6,505.6 ha							

2 特定猟具使用制限区域の指定

(1) 方針

法第35条第1項に規定する特定猟具の使用制限区域は、特定猟具の使用に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、特定猟具の使用を制限することが必要な区域について指定することとする。

(2) 銃器にかかる特定猟具使用制限区域指定計画

既存の区域及び指定計画なし

(3) 銃器にかかる特定猟具制限区域指定内訳

既存の区域及び指定計画なし

3 猟区の設定のための指導

既存の区域及び設定計画はなし。

4 指定猟法禁止区域

(1) 方針

指定猟法禁止区域については、狩猟鳥獣に限らず、地域の鳥獣全般の保護の見地からその必要な区域であって環境大臣の指定する区域以外について指定するものとする。

特に、鉛製銃弾による鳥獣の鉛中毒が生じている、あるいは生じるおそれのある区域については、鳥獣の鉛中毒の状況等の現状を把握・分析し、関係機関及び土地所有者・占有者との調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定を進めるものとする。

(2) 指定計画

①全体計画

(第16表)

年度	指定猟法の種類	箇所数	面積	備考
平成24年度	鉛制散弾の使用禁止	1	50ha	

②個別計画

(第17表)

年度	指定猟法の種類	区域名称数	面積	存続期間
平成24年度	鉛制散弾の使用禁止	秋鹿指定猟法使用禁止区域	50ha	平成22年11月1日～平成32年10月31日

第六 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項

1 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する方針

個体数の著しい増加又は分布域の拡大により農林水産業被害等の深刻化や自然生態系のかく乱を引き起こしている鳥獣及び生息

環境の悪化や分断等により地域個体群として絶滅のおそれが生じている鳥獣を対象とする。特定計画策定においては、保護管理の目標を設定し、これに基づく個体数管理、生息環境管理、被害防除対策等の手段を関係諸機関との連携のもとに総合的に講じ、科学的・計画的な保護管理を広域的・継続的に推進し、地域個体群の長期にわたる安定的な保護を図ることにより、人と鳥獣との適切な関係の構築に資することを目的として作成するものとする。

計画を樹立し実行する対象鳥獣は、個体数の著しい増加と分布域の拡大により農林水産業被害等の深刻化や自然生態系のかく乱を引き起こしているイノシシ及びニホンジカと生息環境の悪化や分断等により地域個体群として絶滅のおそれが生じているツキノワグマとする。

ニホンジカについては、ニホンジカ捕獲禁止区域を設定している区域とその他区域に分け、保護管理対策を実施することとし、ツキノワグマについては、同一の地域個体群が分布する広島県及び山口県と連携して策定する指針に基づき保護管理対策を実施する。

(第18表)

計画作成年度	計画作成の目的	対象鳥獣の種類	計画の期間	対象区域	備考
平成28年度	農林作物被害の軽減	イノシシ	平成29年4月1日から 平成34年3月31日まで	隠岐島を除く県全域	
平成28年度	西中国地域の個体群と人との共生	ツキノワグマ	平成29年4月1日から 平成34年3月31日まで	隠岐島を除く県全域	広島県及び山口県と連携して策定
平成28年度	農林作物被害の軽減及び地域個体群と人との共生	ニホンジカ	平成29年4月1日から 平成34年3月31日まで	隠岐島を除く県全域	

## 2 実施計画の作成に関する方針

特定計画の効果的な目標達成に資するため、必要に応じて特定計画の対象区域をさらに区分した地域において、年度別に適切な鳥獣保護管理事業を実施するための実施計画の作成に努める。

## 第七 鳥獣の生息状況の調査に関する事項

### 1 基本方針

科学的知見に基づく鳥獣の保護管理を図り、有害鳥獣への被害対策や狩猟の適正化に資するため、県内に生息する鳥獣の種類、分布状況、生息数の推移及び農林作物等の被害状況等を把握する調査を継続的かつ計画的に実施する。

調査は中山間地域研究センターが主体となって、国の試験研究機関や大学等の教育機関の協力を得てその内容の充実を図るとともに、民間団体等の専門的知識を有効に活用して実施する。

また、捕獲情報システムの整備を図り、狩猟等による捕獲データ等を集積して鳥獣の保護管理に活用する。

### 2 鳥獣保護対策調査

#### (1) 方針

第10次までの鳥獣保護事業計画においては、イノシシ、ニホンザル、ニホンジカ、ツキノワグマについて生息状況等の調査を

実施しているが、これらの鳥獣については今後も継続的かつ計画的な調査を実施する。

鳥類についてはガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査及び定点調査を実施し、生息動向の把握に努める。また、その他の鳥獣についても鳥獣保護対策の一環として生息分布の把握に努める。

(2) 鳥獣生息分布調査

鳥獣保護区等の設定、狩猟の適正化、及び有害鳥獣への被害対策に資するため、イノシシ、ニホンジカ、ツキノワグマ、ニホンザルの生息分布を把握するため調査を実施する。

(3) 希少鳥獣等保護調査

県内に生息する鳥獣で早急に保護管理対策を要する種や希少な種、また農林作物等への被害を回避しながら保護管理対策を講じる必要のある種について、個体数の現状、生息環境、生態等を把握するための調査を実施する。

(第19表)

対象鳥獣名	調査年度	調査方法・内容	調査地域	調査時期
ニホンジカ	H24年度から H28年度まで	目的：出雲北山山地シカ対策による人との共生 種類：生息環境実態調査、生息動態調査、被害動態調査 方法：現地調査、捕獲個体の分析等	出雲市	4月～3月
ツキノワグマ	H24年度から H28年度まで	目的：保護管理対策による地域個体群の維持 種類：生息実態調査、被害実態調査、被害対策実態調査、生息環境状況調査、行動圏調査 方法：現地調査、聞き取り調査、捕獲個体の分析等	隠岐4町村を除く 県内全域	〃

(4) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査

ガン、カモ、ハクチョウ類の越冬状況を明らかにするため、県内の渡来地における一斉調査を実施する。

(第20表)

対象地域名	調査年度	調査方法・内容	備考
県内全域	H24年度から H28年度まで	方法：定点カウント法 内容：ガン、カモ、ハクチョウ類の個体数調査（一斉調査）	全国一斉調査

3 鳥獣保護区等の指定・管理等調査

更新が予定されている鳥獣保護区について、更新する前年度にその管理状況を調査する。



#### 4 狩猟対策調査

##### (1) 方針

狩猟鳥獣の保護繁殖と狩猟の適正化の基礎資料とするため、狩猟者登録証（出猟カレンダー）による調査を実施してきた。今後も主要な鳥獣についての調査分析を行う。

##### (2) 狩猟鳥獣生息調査

狩猟鳥獣の生息分布、増減傾向を把握するため、狩猟者登録証返納時に1kmメッシュによる捕獲状況報告（鳥獣名、捕獲数、捕獲場所等）の分析及び聞き取り調査を実施する。

なお、捕獲等の対象種の個体群の動態を把握するため、必要に応じてアンケート調査や、栄養状況、年齢構成及び食性等を把握するための調査等を実施する。

(第21表)

対象鳥獣	調査年度	調査内容、調査方法	備考
イノシシ、ニホンジカ、キジ、ヤマドリ	平成24年度から平成28年度まで	方法：狩猟者登録証報告事項の調査、アンケート調査 内容：生息分布、繁殖状況	

##### (3) 放鳥効果測定調査

放鳥するキジ・ヤマドリのオスに足環を装着し、回収した標識から放鳥した地域での定着状況、繁殖状況を調査する。

放鳥する個体に標識を付して、放鳥による効果を測定し、当該地域での定着状況を調査するものとする。

調査の実施に当たっては、放鳥した個体の捕獲によって回収される標識から、放鳥した地域での定着割合、年齢等を明らかにする調査を行うものとする。

(第22表)

対象種類	調査年度	放鳥数	標識		調査方法	備考
			標識の種類	装着数		
キジ	平成24年度から平成28年度まで	羽 2,000	足環	個 1,200	狩猟者からの報告を分析	
ヤマドリ	平成24年度から平成28年度まで	羽 250	足環	個 150	狩猟者からの報告を分析	

##### (4) 狩猟実態調査

狩猟者の一狩猟期間における出猟の日数、狩猟鳥獣の増減傾向に関する狩猟者の意識、狩猟可能区域への狩猟者の立入り頻度及び錯誤捕獲等を調査するものとする。

調査は、主として狩猟者登録証（出猟カレンダー）から読み取り、必要に応じてアンケートを実施し、狩猟可能区域における

狩猟実態に加え狩猟者の捕獲鳥獣の利用状況等についても把握するものとする。

## 5 有害鳥獣対策調査

### (1) 方針

有害鳥獣による被害の原因を解明し、効果的かつ経済的な被害防除方法を検討するため、加害鳥獣の生息実態、生息環境、被害実態等を精細に把握するための調査を実施する。

生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害等を及ぼす鳥獣の防除方法の確立に資するため、主要な生活環境、農林水産業又は生態系に被害を及ぼす鳥獣の生理、生態及び個体群動態等を調査し、被害発生メカニズムを明らかにするよう努めるものとする。また、被害等の発生状況、被害等を及ぼす鳥獣の分布、密度、行動圏、食性、繁殖状況及び生息環境等を調査し、被害対策技術の開発に資するものとする。

### (2) 調査の概要

(第23表)

対象鳥獣名	調査年度	調査内容、調査方法	備考
イノシシ	平成24年度から 平成27年度まで	方法：現地調査 内容：被害実態、被害対策（侵入防止柵の効果検証）等	
ニホンジカ	平成24年度から 平成27年度まで	方法：現地調査 内容：被害実態、被害対策（侵入防止柵の効果検証）等	

## 第八 鳥獣保護事業の実施体制に関する事項

### 1 鳥獣行政担当職員

#### (1) 方針

鳥獣行政担当職員の配置に当たっては、本事業計画、狩猟実態、鳥獣実態及び有害鳥獣による被害実態等を考慮し、鳥獣行政が適正かつ円滑に推進されるよう配慮する。また、行政効果を高めるため、鳥獣行政担当職員を対象とした研修を計画的に実施し専門的知識の向上を図る。

特に、特定計画の作成及び実施等の鳥獣保護管理を担当する職員については、特定計画の作成及び実施に必要な専門的知識について習得を図るとともに、市町村の担当職員の資質向上への支援を図るものとし、その際には国や大学等が提供する研修等の活用を検討するものとする。特に、鳥獣被害防止特措法の施行を受けて、鳥獣行政における市町村の役割が大きくなっていることから、市町村職員への定期的・計画的な研修や情報等の提供を行うことにより、鳥獣保護管理に係る専門的知識の向上に努める。

また、地方検察庁、警察当局等の協力を得ながら、司法警察員の制度を積極的に活用しつつ効果的な取締りを行うものとする。

## (2) 設置計画

(第24表)

区 分	現 況			計 画 終 了 時			備 考
	専任	兼任	計	専任	兼任	計	
本 庁 農林水産部森林整備課鳥獣対策室	4	0	4	4	0	4	業務分担 本庁：鳥獣保護事業計画の樹立・実施指導 ①鳥獣保護区の指定 ②鳥獣保護員の任命 ③愛鳥週間行事の実施 ④狩猟免許試験、県外狩猟者登録 ⑤その他 地方機関：鳥獣保護事業の推進 ①狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定 ②放鳥事業 ③狩猟免許更新、県内狩猟者登録 ④鳥獣生息調査 ⑤その他
出 先							
東部農林振興センター林業振興グループ	1	4	5	1	4	5	
〃 雲南事務所鳥獣担当	1	1	2	1	1	2	
〃 出雲事務所鳥獣担当	1	1	2	1	1	2	
西部農林振興センター林業振興グループ	2	3	5	2	3	5	
〃 県央事務所鳥獣担当	2	1	3	2	1	3	
〃 益田事務所鳥獣担当	2	1	3	2	1	3	
隠岐支庁農林局林業振興・普及グループ		1	1		1	1	
合 計	13	12	25	13	12	25	

## (3) 研修計画

(第25表)

名 称	主催	時期	回数/年	規模	人数	内容・目的
野生生物研修	国	5月	1回	全国	1人	鳥獣行政に関する専門的知識の習得
傷病野生鳥獣救護研修会	県	2月	1回	全県	60人	傷病鳥獣救護に関する研修（市町村職員・鳥獣保護員含む）
鳥獣対策専門員研修	県	6～8月	1回	全県	25人	鳥獣対策専門員としての知識・技術の習得

## 2 鳥獣保護員

## (1) 方針

鳥獣保護員の主な活動は、狩猟取締り、鳥獣保護区の管理、鳥獣の生息状況等に関する調査、鳥獣保護に関する普及啓発等となっている。しかし、鳥獣による農林水産業等への被害発生状況等を背景に、地域における鳥獣保護管理に関する助言・指導、また、鳥獣保護区における環境教育の推進といった新たな要請に応じる必要も生じていることから、研修等により資質の向上に努めてゆく。

設置人数については、市町村合併により行政界の面積差が拡大したことにより、従来の旧市町村界にこだわらず、鳥獣保護事

業における実際の活動実施状況に応じた人数配置とし、任命についても、鳥獣の保護管理又は狩猟制度についての知識、技術及び経験を有し、鳥獣保護への熱意を有する人材から任命し、鳥獣行政の円滑な推進を図る。

(2) 設置計画

(第26表)

基準設置数 (A)	平成28年度末		年度計画						
	人員(B)	充足率(B/A)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計(C)	充足率(C/A)
45人	45人	100%	－人	－人	－人	－人	－人	－人	100%

(3) 年間活動計画

(第27表)

活動内容	実施時期												備考
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
狩猟の取締り	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	11月から2月は狩猟者の指導を重点的に実施
鳥獣保護区等の管理	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	
鳥獣に関する調査	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	
鳥獣保護の普及啓発	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	

(4) 研修計画

(第28表)

名称	主催	時期	回数/年	規模	人数	内容・目的	備考
傷病野生鳥獣救護研修会	県	2月	1回	全県	45人	傷病鳥獣救護に関する知識の習得	
鳥獣保護員会議	〃	4・10月	2回	ブロック	45人	鳥獣行政に関する情報の習得 (4月はセンター単位に実施)	

3 保護管理の担い手の育成

(1) 方針

野生鳥獣の保護管理の担い手として、鳥獣の生息状況の把握や個体数管理のための捕獲等の活動をその生態を踏まえて実施することのできる狩猟者の確保及び育成を図り、そのための研修を実施する。

また、野生鳥獣による被害対策等の知識の普及と現地における技術の定着を図る鳥獣対策専門員の育成を併せて実施する。

(2) 研修計画

(第29表)

名称	主催	時期	回数/年	規模	人数	内容・目的	備考
狩猟免許試験事前講習会 鳥獣対策専門員研修	〃 〃	6～10月 6～8月	15回 1回	ブロック 〃	200人 25人	狩猟免許試験受験者への事前講習 被害対策の知識・技術習得の研修	

(3) 狩猟者の減少防止対策

野生鳥獣の保護管理の実施を支えている狩猟者の減少及び高齢化が危惧されるため、県猟友会の協力を得てその把握に努める。また、地域でのイノシシ被害防止のために集落単位での免許取得を促すなど、狩猟者の減少防止等のための対策を検討し、講じるものとする。

4 鳥獣保護センター等の設置

(1) 方針

傷病野生鳥獣の救護及び野生鳥獣の保護思想の普及啓発のため、平成9年度に自然復帰するためのリハビリテーション等を行う傷病野生鳥獣救護舎を設置した。今後は市町村等の設置している関連施設や平成17年度に設立されたNPO法人「しまね野生鳥獣救護ボランティア」等と連携し、鳥獣保護の充実を図る。

(2) 鳥獣保護センター等の施設計画

(第30表)

名称	整備年度	施設の所在地	面積	施設の概要	施設の内容	利用の方針	備考
傷病野生鳥獣救護舎	平成9年度	出雲市古志町	32.4㎡	水鳥部屋、小鳥部屋A 小鳥部屋B、猛禽部屋	傷病野生鳥獣のリハビリテーション等	野生復帰可能個体のリハビリ飼養施設として利用	

5 取締り

(1) 方針

狩猟等の取締りについては、県警察本部、各警察署、県猟友会、鳥獣保護員、市町村、環境省等と緊密な連携を図り、迅速かつ適正な取締りを行うため、以下の方策等を講じるものとする。

なお、取締りに際しての情報収集等については、民間団体等との連携・協力に努めるものとする。

- ① 過去の違反状況の分析の結果に基づき月別重点事項を定めて行うものとする。
- ② 狩猟期間中の鳥獣保護員の巡回については、狩猟者が多数出猟すると予想される週末等における巡回を強化すること。また、狩猟違反者の処分については、迅速に行うようにするものとする。
- ③ 我が国に生息する鳥類を登録票を添付せずに愛玩飼養している場合は、違法捕獲されたものである可能性があることから、鳥

類の違法な飼養については、取締りを重点的に行うよう配慮するものとする。

④緊急取締りに対応して、鳥獣行政担当職員及び鳥獣保護員の動員体制を整備する。

⑤任意放棄又は押収された個体を野生復帰させる際には、遺伝的にかく乱を防ぐ観点から、可能な限り捕獲又は採取された地域に放鳥獣するよう努めるものとする。

⑥警察当局との連携を一層密にするため、違法捕獲等に関する狩猟事故防止対策協議会等においての一層の連携強化に努めるものとする。

(2) 年間計画

(第31表)

事 項	実 施 時 期												備 考
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
鳥類の雛及び卵の違法採取取締り	←————→												
密猟の取締り	←————→						←————→				←————→		
鳥類の無登録飼養取締り	←————→						←————→						
狩猟指導・取締り							←————→						
有害鳥獣捕獲等指導・取締り							←————→				←————→		

6 必要な財源の確保

鳥獣保護事業の財源として、地方税法における狩猟税（目的税）の趣旨を踏まえ、鳥獣の保護及び狩猟に関する行政の実施に対し効果的な支出を図る。

第九 その他

1 鳥獣保護事業をめぐる現状と課題

鳥獣は、人間の生存の基盤となっている自然環境を構成する重要な要素の一つであり、それを豊かにするものであると同時に、県民の生活環境を保持・改善する上で欠くことのできない役割を果たすものである。本県には多様な鳥獣が生息しており、このようなかで人と鳥獣との適切な関係を構築し、生物の多様性を維持していくことが重要である。

鳥獣の保護を目的に設定している鳥獣保護区については、鳥獣による農林水産業被害などを背景に指定が横ばいの傾向となっている。なかでもイノシシ、ニホンジカなど特定の鳥獣による生活環境、農林水産業及び生態系に係る被害が深刻な状況にある。また一方で、ツキノワグマのように地域的に絶滅のおそれのある地域個体群も存在している。このため特に保護管理が必要な鳥獣については、特定鳥獣保護管理計画を策定し、この計画に基づく個体数管理、生息環境管理及び被害防除対策について適切な目標設定の下で関係主体が連携し、総合的な実施を図ることが必要である。

鳥獣保護事業の実施においては、実施を補助する者として鳥獣保護員を設置しているところであるが、新たな役割として鳥獣保護管理についての指導・助言や鳥獣に関する環境教育への活動も期待される所であり、今後はそうした活動についての専門性の確保が課題となっている。また、鳥獣保護管理に重要な役割を果たしており、今後ともその担い手として期待されている狩猟者については、高齢化とともに減少傾向にあり、鳥獣保護管理に関する専門性の向上を図りつつ適切な人数の確保を図ることが必要

な状況となっている。加えて、わなによる錯誤捕獲等が発生しており、網やわなの適切な取り扱い、安全確保、法令の遵守等による一層の適正化が求められている。

その他愛玩飼養、傷病鳥獣、鳥獣への餌付けの問題等があり、鳥獣の個体の取り扱いの適正化に向けた一層の取り組みが課題となっている。また、鳥獣と人に感染する人獣共通感染症については、最近の国内外の高病原性鳥インフルエンザの発生等により関心が高まっており、鳥獣に関する専門的な知見に基づく情報提供等の役割が求められている。

2 地形や気候等が異なる特定の地域についての取り扱い  
該当なし

3 狩猟の適正管理

狩猟鳥獣の生息状況や土地利用に係る状況の変化を踏まえ、鳥獣保護区や狩猟鳥獣捕獲禁止区域等の区域設定、狩猟鳥獣の捕獲数及び期間の制限等をきめ細やかに実施するものとする。

4 入猟者承認制度に関する事項

狩猟鳥獣捕獲禁止区域においては、個体数調整及び有害鳥獣捕獲により適切に実施しており、入猟者承認制度による制限をかけるに至らない。ただし、農林作物被害状況等によっては、この制度の運用を検討する。

5 傷病鳥獣救護の基本的な対応

現在、本県の傷病鳥獣の救護については、平成9年度より、初期救護体制としての「傷病野生鳥獣救護ドクター制度」の創設や、治療後の野生復帰に向けたリハビリ施設としての「傷病野生鳥獣救護舎」（設置場所；出雲市）の設置などにより、救護体制整備を図り、取り扱い件数も年間100件以上に上り、県民の野生鳥獣保護への関心も高まってきている。

さらに平成17年度からは、NPO法人「しまね野生鳥獣救護ボランティア」が設立されたことに併せて、同年より傷病野生鳥獣のリハビリ飼養業務の一部を委託するなど、救護体制の整備は進みつつある。

一方、鳥獣保護思想の普及等により傷病鳥獣関連の救護の要請、相談は増加・多様化しており、平成8年度以前において検討・方針決定され構築された現在の上記体制においてはこれらのすべての要請に応えることは困難な状況となってきている。このことから救護に当たっては、収容すべき目的や意義を明確にして鳥獣種の選定を次のとおりとし、意義のある傷病鳥獣の救護を効率よく実施する。

・救護の対象とする鳥獣種

本計画第四の1（1）希少鳥獣及び（4）一般鳥獣（ただし、本計画第四の4（2）①予察表に掲げる鳥獣を除く。）

本計画期間内での傷病野生鳥獣の救護又は取り扱いについては、下記の考え方を基本として対応する。

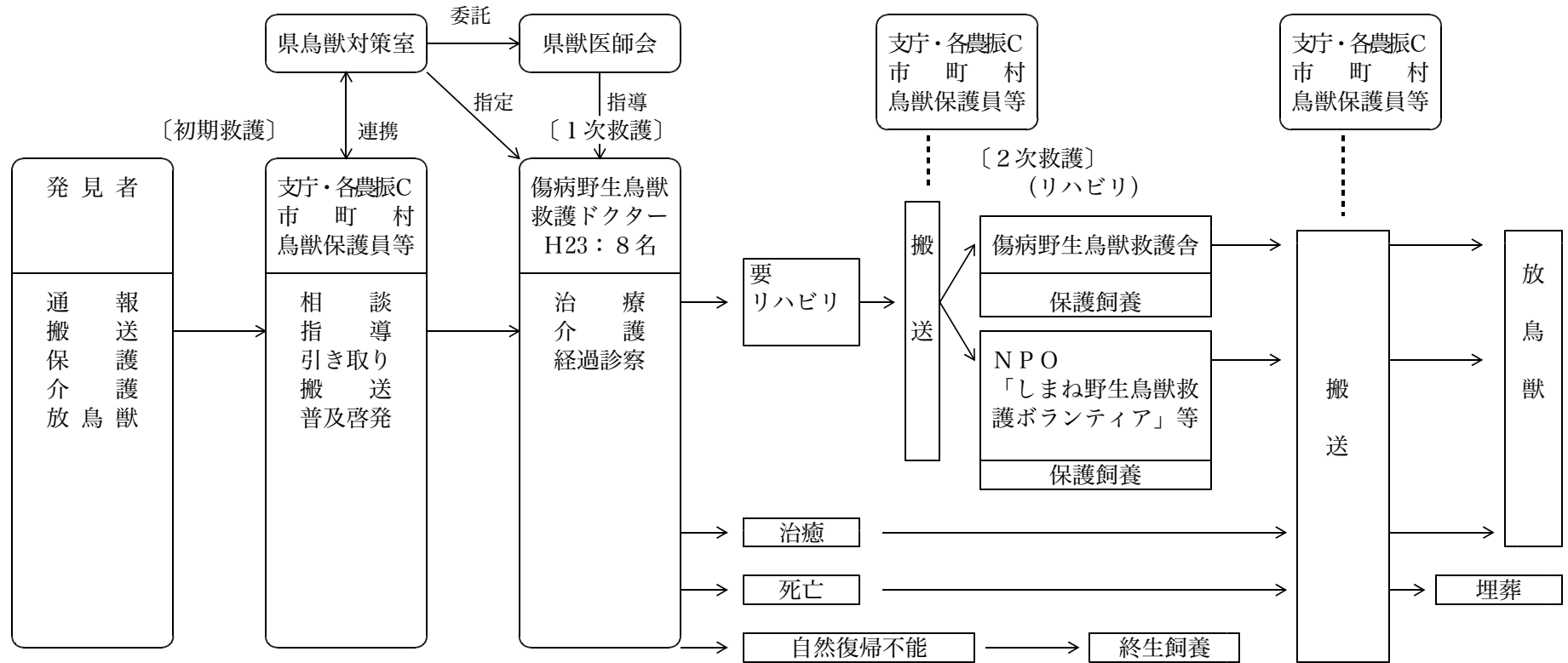
- （1）鳥獣保護思想の普及啓発及び野生鳥獣の保護繁殖に資するため、傷病鳥獣の収容、治療、リハビリテーション及び野生復帰について、県、市町村、県獣医師会、鳥獣保護員、ボランティア団体等と連携し一層効果的かつ機動的な実施に努める。
- （2）研修等を通じてリハビリテーション等に携わるボランティアの育成を図るなど民間による積極的な取り組みを推進する。
- （3）傷病鳥獣の発生原因を究明し、必要に応じて予防措置を講じる。
- （4）野生鳥獣の生態に関する知識の不足から生じる雛の保護等無用の救護行為を防止し、正しい鳥獣保護知識及び野生鳥獣の保護思想の普及啓発を図る。
- （5）救護個体の取り扱い（収容）に当たっては、法、種の保存法、外来生物法、動物の愛護及び管理に関する法律、文化財保護法

など関係する法令の趣旨を踏まえ、必要な手続を行う。

- (6) 特定外来生物に該当する鳥獣については、原則として、できる限り苦痛を与えない方法で致死させるものとする。ただし、同法による手続を経た上で終生飼養が可能な場合はこの限りでない。
- (7) 人獣共通感染症対策として、収容個体は必要に応じ、搬入後速やかに隔離及び検査を行い、人獣共通感染症の感染の有無を把握し、仮に感染の可能性がある場合には、関係法令等の規定に従い、適切に対処する。また、二次感染を防止するため、衛生管理には十分留意する。
- さらに、周囲で家畜伝染病予防法が規定する家畜伝染病が発生している場合には、同病感受性のある鳥獣の収容個体の症状等には十分留意し、同病の感染が疑われる際は、家畜衛生部局等と調整し、適切な対応をとる。
- なお、救護に携わる者に対し、人獣共通感染症に関する基本的な情報を提供するとともに、行政担当者や救護ボランティアに対し衛生管理等に関する研修を行う。
- (8) 野生復帰については、対象個体の傷病が治癒していること、採餌能力、運動能力や警戒心が回復していることなどを確認するとともに、発見救護された場所で野生復帰させることを基本とし、それが不適當又は困難な場合には遺伝的なく乱を及ぼすことのないような場所を選定する。
- (9) 油汚染事故など、一時的に多数の傷病鳥獣が発生した場合に備えて、海鳥や海棲哺乳類の生息状況について把握に努める。
- また、油汚染事故の発生時については、鳥根県地域防災計画（風水害等対策編）第3編事故災害等対策計画第1章流出油事故対策計画に基づき迅速な対応に努めるとともに、水鳥救護については、油により汚染された水鳥の捕獲、搬送、洗浄、治療、リハビリ、放鳥までの水鳥救護活動が適切に実施されるよう、捕獲・搬送体制、洗浄・治療の場の確保、汚染水鳥の取り扱い方等について、市町村、獣医師会、その他の関係団体と連携し、救護対策の充実を図ってゆく。
- 具体的な救護は「野鳥等の油汚染救護マニュアル」（環境庁自然保護局野生生物課鳥獣保護業務室編、財団法人日本鳥類保護連盟発行）を参考として行うこととするが、機動的な対応にはそれぞれの機関の役割の認識と役割に応じた技術向上が重要であり、研修会などにより救護体制の充実を図ってゆく。



(救護体制について)



## 6 安易な餌付けの防止

### (1) 方針

鳥獣への安易な餌付けにより、人の与える食物への依存、人馴れが進むこと等による人身被害及び農作物被害、個体間の接触を進めることによる感染症の拡大、餌付けを行った者による感染症の伝播等を誘引することとなり、生態系や鳥獣保護管理への影響を生じさせるおそれがある。

このため、地域における鳥獣の生息状況や鳥獣による被害の発生状況を踏まえて、鳥獣への安易な餌付けの防止についての普及啓発に積極的に取り組むこととする。

また、生ゴミや未収穫作物等の不適切な管理、耕作放棄地の放置など、結果として餌付けとなる行為の防止については、特に留意して普及啓発に努めてゆく。

なお、希少鳥獣の保護のために行われる給餌等の特別な事例は、この限りではない。

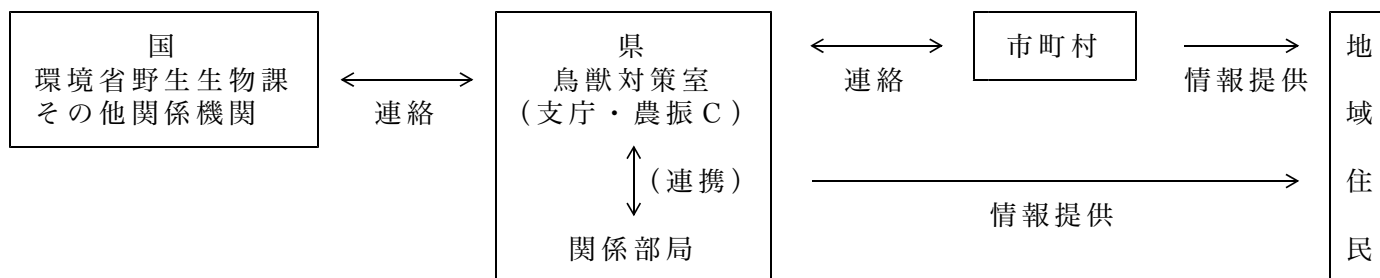
7 感染症への対応

高病原性鳥インフルエンザについては、人獣共通感染症であり、かつ、家畜への影響が大きいことから、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル（平成23年9月）」等に基づいてウイルス保有状況調査等を実施する体制を整備するとともに、家畜衛生部局等と連携しつつ適切な調査に努める。

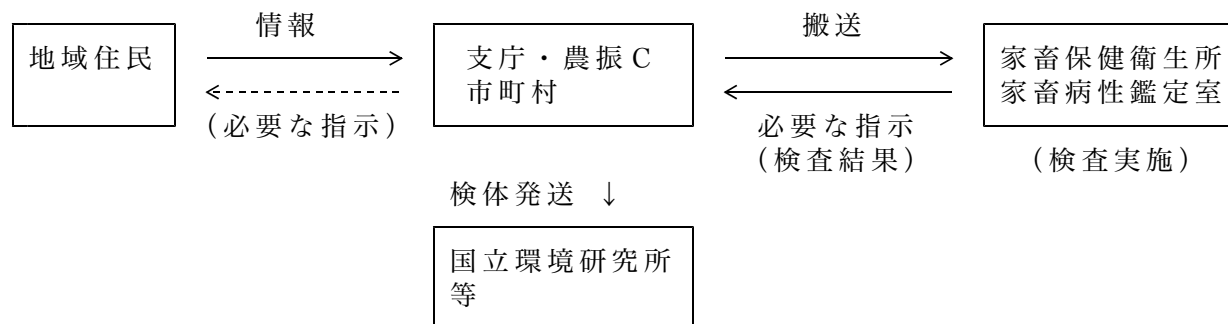
さらに、高病原性鳥インフルエンザと野鳥との関わり、野鳥との接し方等の住民への情報提供等を適切に実施する。また、野鳥の異常死を早期に発見するためにも、通常時の生息状況の把握に努めるものとする。

その他の感染症についても、鳥獣の異常死又は傷病鳥獣の状況等により把握に努めるものとする。特に、口蹄疫等の家畜伝染病が発生している際には、周囲の野生鳥獣に異常がないかどうかの監視に努める。

（鳥インフルエンザ等発生時の連絡体制）



（死亡野鳥の鳥インフルエンザに関する検査依頼対応）



8 普及啓発

(1) 鳥獣保護管理についての普及等

① 方針

本県は豊かな自然環境に恵まれ多数の野生鳥獣が生息しており、このような自然環境を生かして愛鳥週間（5月10日～16日）を中心とした野鳥保護に関する諸行事（愛鳥週間ポスター図案コンクール、探鳥会、愛鳥モデル校の指定など）を実施し、広く県民に対して鳥獣保護思想の普及啓発に努めてきた。

第11次鳥獣保護事業計画においては、第10次鳥獣保護事業計画の成果を踏まえ、引き続き広く県民を対象に鳥獣の保護に関する正しい知識の普及・啓発と、人と野生鳥獣との共生理念に根ざした鳥獣保護管理の一層の普及・啓発に取り組む。

② 事業の年間計画

(第32表)

事業内容	実施時期												備考
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
愛鳥週間ポスターの募集	←————→												
愛鳥週間ポスターの表彰・展示					←————→								
愛鳥モデル校の指定	←————→												
愛鳥モデル校の活動支援	←————→												
野生生物保護功労者表彰		↔											
野鳥観察会（探鳥会）の開催	←————→						←————→						
広報活動	←————→												

③ 愛鳥週間行事等の計画

(第33表)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
愛鳥週間行事	愛鳥週間ポスターの募集 春の野鳥観察会 野生生物保護功労者表彰	愛鳥週間ポスターの募集 春の野鳥観察会 野生生物保護功労者表彰	愛鳥週間ポスターの募集 春の野鳥観察会 野生生物保護功労者表彰	愛鳥週間ポスターの募集 春の野鳥観察会 野生生物保護功労者表彰	愛鳥週間ポスターの募集 春の野鳥観察会 野生生物保護功労者表彰
その他	秋及び冬の野鳥観察会	秋及び冬の野鳥観察会	秋及び冬の野鳥観察会	秋及び冬の野鳥観察会	秋及び冬の野鳥観察会

(2) 野鳥の森等の整備

野鳥観察会の開催等により、県民が親しく鳥獣に接する喜びを体験することができるよう整備された野鳥の森等の活用を進める。また、財団法人ホシザキグリーン財団等と連携を図りながら、野生動植物の保護繁殖と、野鳥観察会等の普及啓発活動及び鳥類の生息状況の調査等を実施する。

(第34表)

名称	整備年度	施設の所在地	面積	施設の概要	施設の内容	利用の方針	備考
ふるさと森林公園	平成元年度 ～ 平成4年度	松江市宍道町 佐々布	49.90 ha	森林学習展示館、キャンプ場、多目的広場、ふるさとの森、野鳥の森	県民が自然とふれあい調和できる体験学習型森林公園施設	身近な鳥獣生息地の保護区でもあり、野鳥観察等の場の提供	
県民の森	平成元年度 ～ 平成4年度	飯石郡飯南町 小田外	1,688.73 ha	展示林、遊歩道	県民が自然に見て触れて体験できる森林体験施設	森林鳥獣生息地の保護区でもあり、野鳥観察等の場の提供	
宍道湖グリーンパーク	平成7年度	出雲市園町	1.58 ha	野鳥観察舎、観察池、展望広場、自然の森	(財)ホシザキグリーン財団による宍道湖周辺の野生動植物保護施設	宍道湖西岸生態系調査、野鳥研究、野鳥観察会の開催等	

## (3) 愛鳥モデル校の指定

## ① 方針

鳥獣保護思想の普及の一環として、県教育委員会と協議の上、県内の小中学校のうち野鳥保護の活動等に積極的に取り組んでいる学校を愛鳥モデル校に指定する。愛鳥モデル校の学校周辺においては、身近な鳥獣生息地の保護区の設定に努める。

## ② 指定期間

指定期間は5年間とする。

## ③ 愛鳥モデル校に対する指導内容

野鳥観察等の活動を支援するため指定校の申請に基づき専門的知識を有する講師を派遣する外、関連する情報の提供や野鳥図鑑、フィールドスコープ、巣箱等の配布により野鳥保護活動を支援する。  
また、鳥獣保護実績発表大会への参加校を育成するように努める。

## ④ 指定計画

愛鳥モデル校の新規指定に向けて取り組んでいく。

## (4) 法令の普及徹底

## ① 方針

第10次鳥獣保護事業計画期間中の4カ年（平成19年度から平成22年度まで）の法令違反の状況は、非法定猟具での狩猟5件、狩猟期間外の狩猟2件、捕獲禁止区域での捕獲1件、銃猟禁止区域での銃猟1件、銃猟制限事項違反2件などである。

第11次鳥獣保護事業計画においても引き続き鳥獣捕獲許可制度、鳥獣飼養許可制度、狩猟免許・登録制度、鳥獣保護区等の規制区域の設定等について、県及び市町村の広報誌、ホームページ、パンフレット等を活用して広く県民に周知を図り、鳥獣保護に関する法令の遵守について普及啓発に努める。

9 狩猟鳥獣の捕獲禁止区域の設定

(1) 方針

第10次鳥獣保護事業計画終了時における設定状況は、ニホンジカ捕獲禁止区域1箇所、キジ・ヤマドリ捕獲禁止区域10箇所である。

第11次鳥獣保護事業計画においては、狩猟鳥（キジ・ヤマドリ）が減少している区域については、キジ・ヤマドリ捕獲禁止区域を設定して、その保護繁殖を図る。

また、出雲北山山地に設定しているニホンジカ捕獲禁止区域については、自然環境保全審議会の意見を聞き、その継続設定等を検討する。

(2) 狩猟鳥獣捕獲禁止区域設定計画

(第35表)

年 度	捕獲禁止区域 設定所在地	捕獲禁止区域名称	設定面積 (ha)	設定期間	備 考
平成24年度	出雲市	ニホンジカ 捕獲禁止区域	6,980 ha	5年	再設定
	浜田市	弥栄 キジ・ヤマドリ捕獲禁止区域	8,246 ha	3年	再設定
	江津市	島の星 キジ・ヤマドリ捕獲禁止区域	3,083 ha	3年	新 規
	邑智郡美郷町	大和北 キジ・ヤマドリ捕獲禁止区域	2,391 ha	3年	新 規
			4箇所	20,700 ha	
平成25年度	浜田市	旭南部 キジ・ヤマドリ捕獲禁止区域	1,104 ha	3年	新 規
	浜田市	三隅第4 キジ・ヤマドリ捕獲禁止区域	2,848 ha	3年	新 規
			2箇所	3,952 ha	
平成26年度	益田市	馬谷 キジ・ヤマドリ捕獲禁止区域	1,748 ha	3年	再設定
			1箇所	1,748 ha	
平成27年度	浜田市	弥栄 キジ・ヤマドリ捕獲禁止区域	7,812 ha	3年	再設定
	邑智郡美郷町	大和西 キジ・ヤマドリ捕獲禁止区域	2,656 ha	3年	新 規
			2箇所	10,468 ha	